

第 7 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成23年11月 4 日

(平成22年度決算)

(商工観光労働部・健康福祉部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成23年11月4日(金曜日)

午前10時1分開議
午前11時59分休憩
午後0時59分開議
午後3時23分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第48号 平成22年度熊本県一般会計
歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 平成22年度熊本県中小企業
振興資金特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 議案第51号 平成22年度熊本県母子寡婦
福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 議案第55号 平成22年度熊本県臨海工
業用地造成事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 議案第62号 平成22年度熊本県高度技術
研究開発基盤整備事業等特別会計歳入
歳出決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 藤川 隆夫
副委員長 守田 憲史
委員 早川 英明
委員 岩下 栄一
委員 城下 広作
委員 松田 三郎
委員 鎌田 聡
委員 池田 和貴
委員 田代 国広
委員 松岡 徹
委員 淵上 陽一
委員 高木 健次

欠席委員(1人)

委員 村上 寅美

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

部長 中川 芳昭

政策審議監兼

商工政策課長 田中 邦典

商工労働局長 田中 伸也

新産業振興局長 真崎 伸一

観光経済交流局長 佐伯 和典

商工振興金融課長 福島 裕

労働雇用課長 大谷 祐次

産業人材育成課長 吉永 一夫

首席審議員兼

産業支援課長 高口 義幸

新エネルギー産業振興課長 森永 政英

企業立地課長 渡辺 純一

観光課長 宮尾 千加子

国際課長 山内 信吾

くまもとブランド

推進課長 坂本 孝広

健康福祉部

部長 林田 直志

総括審議員兼

政策審議監 松葉 成正

医監 岩谷 典学

長寿社会局長 江口 満

子ども・障がい福祉局長 東 泰治

健康局長 伊藤 敏明

ねんりんピック推進局長 古森 誠也

健康福祉政策課長 吉田 勝也

首席審議員兼

健康危機管理課長 末廣 正男

高齢者支援課長 永井 正幸

認知症対策・

地域ケア推進課長 大 村 裕 司
 社会福祉課長 田 端 史 郎
 子ども未来課長 中 園 三千代
 子ども家庭福祉課長 福 島 誠 治
 障がい者支援課長 西 岡 由 典
 医療政策課長 三 角 浩 一
 政策監 藤 中 高 子
 国保・高齢者医療課長 林 田 浩 稔
 健康づくり推進課長 佐 藤 克 之
 薬務衛生課長 内 田 英 男
 ねんりんピック推進課長 小 原 雅 晶

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 中 山 寛
 首席審議員兼会計課長 田 上 勲

監査委員事務局職員出席者

局 長 本 田 惠 則
 首席審議員兼監査監 山 中 和 彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 益 田 洋
 議事課課長補佐 井 隆 彦
 議事課課長補佐 濱 田 浩 史

午前10時1分開会

○藤川隆夫委員長 それでは、ただいまから第7回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、初めに商工観光労働部の審査を行い、その後、健康福祉の審査を行うこととしております。

それでは、これより商工観光労働部の審査を行います。

まず、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、中川商工観光労働部長。

○中川商工観光労働部長 改めまして、おは

ようございます。

商工観光労働部でございます。

平成22年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました、施策推進上、改善または検討に要する事項などのうち、商工観光労働部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、共通に御指摘をいただきました事項でございますけれども、「収入未済の解消については、例年の指摘にかかわらず取り組みが不十分である。一部体制整備を図り、法的手続に移行するなど改善の跡も見受けられるものの、全体としては債務者個々の状況把握など債権管理が不十分であると言わざるを得ず、歳入の確保、負担の公正・公平の観点から、今後さらに改善すべき問題である。取り組み方等をはじめ、各部局が縦横の連携を密にして、債権管理を徹底し徴収の強化を図るとともに、収納が見込めないものについては、所要の措置を講ずること。」の御指摘をいただいております。

当部におきましては、一般会計の中小企業従業員住宅使用料未収金と特別会計の中小企業振興資金特別会計未収金がございます。

中小企業従業員住宅使用料未収金につきましては、滞納先が2件ありましたが、そのうち1件につきましては時効による不納欠損処理を行ったところでございます。もう1件につきましては、少額の返済を続けておりますが、回収の長期化が見込まれることから、企業の土地に抵当権を設定し債権の保全を図ったところでございます。今後も引き続き、企業に対して粘り強く催告を行い、未収金の圧縮に努めてまいります。

また、中小企業振興資金特別会計未収金につきましては、商工観光労働部への指摘事項として、「中小企業は、厳しい経営状況にあり、中小企業振興資金など中小企業の資金需要に柔軟に対応する一方で、未収金の回収に

については、公平・公正の観点から、貸付先等の資金力や返済意思、将来の見通し等の確認や、強制執行に係る判断基準を定めるなど適宜適切な対策を講ずること。」との御指摘をいただいておりますので、あわせて御説明させていただきます。

中小企業振興資金特別会計未収金につきましては、未収金対策基本方針及び滞納先ごとの対処方針に基づきまして、債務者及び連帯保証人への面談を主とした督促を実施し、その資力や返済意思等を的確に把握すべく、引き続き努力しているところでございます。

また、平成23年3月に全庁的な取り扱いとして、未収金対策強化に向けた取り組みの改訂が行われましたことを受けまして、平成23年5月に強制執行に係る判断基準を新たに定め、法的措置についても引き続き適切に講じるべく努めているところでございます。

今後も、こうした取り組みを継続的かつ粘り強く行うことによりまして未収金の解消に努めてまいります。債務者の破産や無資力等により、努力を尽くしてもなお回収困難な案件につきましては、内容を精査し、債権放棄による整理についても検討を進めており、さきに関催されました9月定例議会におきまして、1貸付先にかかわります165万円の債権放棄についての議案をお諮りし、御了承をいただいたところでございます。

次に、当部の平成22年度決算の概要につきまして、お手元に配付しております決算特別委員会説明資料で御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度歳入歳出決算総括表でございます。

一般会計の歳入は、収入済み額が391億8,185万円余で、不納欠損額は519万円余、収入未済額は940万円余でございます。これは、主に先ほど御説明申し上げましたけれども、中小企業従業員住宅使用料の未納に係るものでございます。

歳出の支出済み額は473億6,720万円、翌年度繰越額が3億6,821万円余で、不用額は15億2,877万円余となっております。

翌年度繰越額の主なものは、くまもとソーラーパーク推進事業の補助事業者の工期不足等に伴い、やむを得ず繰り越したものでございます。

不用額の主なものは、県及び市町村が実施いたしますふるさと雇用再生特別基金、緊急雇用創出基金を活用した雇用創出事業におきまして、事業計画の目標に達しなかったため及び企業立地促進費補助等の補助対象事業の減による執行残でございます。

次に特別会計でございますが、歳入は収入済み額が37億788万円余で、収入未済額が24億1,132万円余でございます。これは、先ほど御説明申し上げました中小企業振興資金特別会計貸付金の未償還に係るものでございます。

歳出では、支出済み額が18億5,029万円余、翌年度繰越金が9億5,665万円余、不用額は7,493万円余となっております。

翌年度繰越額の主なものは、工業団地施設整備事業において用地交渉が難航したため、やむを得ず繰り越したものでございます。

不用額につきましても、主に工業団地施設整備事業の執行残によるものでございます。

以上、当部の平成22年度歳入歳出決算の概要を申し上げますが、詳細につきましては各課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○藤川隆夫委員長 引き続き、各課長の説明をお願いします。田中政策審議官兼商工政策課長。

○田中政策審議官兼商工政策課長 政策審議官兼商工政策課長の田中でございます。

商工観光労働部各課においては、本年度定期監査の結果、公表事項はございません。

それでは、お手元の委員会説明資料で御説明させていただきます。

2ページをお開きください。

商工政策課の一般会計の歳入に関する調べです。財産収入及び諸収入ございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

3ページをお願いいたします。

3ページから4ページまでが、商工政策課の歳出に関する調べでございます。

不用額の大きいものについて、御説明いたします。3ページの商業総務費でございますが、639万円余の不用額が発生しております。主に人件費の執行残及び事務費の経費節減によるものでございます。

次に、4ページの福岡事務所費で115万円余の不用額が発生しておりますが、主に事務費の経費節減による執行残でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○福島商工振興金融課長 商工振興金融課、福島でございます。よろしくお願いいたします。

平成22年度商工振興金融課の決算状況につきまして、御説明させていただきます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。国庫支出金、繰入金並びに諸収入についてでございますが、不納欠損額、収入未済額は、いずれもございません。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページから7ページまでが、一般会計の歳出に関する調べでございます。

商工費のうち不用額の大きいものは中小企業振興費でございます。2,600万円余の不用額が生じております。このうち主なものは、商工会、商工会議所、商工会連合会補助につきまして、補助対象職員の減あるいは休

職などによりまして、補助対象経費中の人件費が減少したことなどに伴う執行残でございます。

その他は、事務の経費節減に伴う執行残でございます。

次に、諸支出金でございますが、これは高度化資金の原資として、中小企業振興資金特別会計へ繰り出すもので、不用額はございません。

次に、8ページをお願いいたします。

ここから9ページまでが、中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、8ページの歳入に関する調べでございますが、一般会計からの繰入金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に諸収入でございますが、中小企業振興資金貸付金元利収入及び延滞違約金を合わせまして、24億1,132万円余の収入未済額が生じております。

収入未済額につきましては、附属資料をお願いしたいと思います。

附属資料の8ページから9ページに、詳細を記載しております。

まず、1の平成22年度歳入決算の状況について御説明いたします。

収入未済額の内訳は、償還元金が22億3,997万円余、償還利子が2,759万円余、延滞違約金が1億4,376万円余でございます。合計が24億1,132万円余となります。これは、高度化資金と設備近代化資金につきまして、貸し付け対象先の倒産あるいは事業不振のため償還が困難となっているものの合計でございます。

次に、2の収入未済額の過去3年間の推移について、御説明いたします。

平成20年度の収入未済額は、過年度のみで20億9,592万円余となっております。債権差し押さえなどにより、平成22年度中には1,176万円余を回収しております。

平成21年度の収入未済額は、過年度分20億9,110万円余と現年度分2億428万円余の、合計22億9,538万円余でございます。

平成21年度中に1,121万円余を回収しておりますが、新たに高度化資金におきまして未貸付先の延滞が発生したことによりまして、平成20年度と比べまして1億9,946万円余増加しております。

平成22年度の収入未済額は、過年度分22億8,619万円余と現年度分1億2,512万円余の、合計24億1,132万円余でございます。

平成22年度におきましても、1,311万円余を回収しておりますが、新たに未貸付先におきまして1億2,900万円余の延滞が発生しましたため、平成21年度と比べまして1億1,593万円余増加しております。

貸付金の概要につきまして、若干御説明させていただきます。高度化資金につきましては、昭和40年の制度創設以来558貸付先に、元金で総額1,133億5,546万円余の貸し付けを行っております。このうち約9割の506貸付先では既に償還が完了しており、平成22年度末時点では52貸付先で償還が継続しております。

なお、平成22年度末で、この元金貸付総額に対する収入未済額となっている元金の割合は、1.9%でございます。

次に設備近代化資金でございますが、昭和31年度の制度創設から、新規貸し付けが終了した平成11年度末まで3,250件、総額130億2,800万円の貸し付けを行い、このうち3,239件で償還が完了しており、平成22年度末で11件の貸し付けが継続しております。貸し付け総額に対します収入未済額の割合は、0.3%でございます。

資料にお戻りいただきまして、次に3の平成22年度収入未済額の状況について、御説明いたします。

収入未済を生じております23貸付先のうち分納中の貸付先は18貸付先、23億5,846万円

余となっております。

次に、法的措置を行っている貸付先でございますが、平成21年度に延滞となりました高度化資金の1貸付先で2,816万円余でございます。この案件につきましては、担当不動産の競売を行いました結果、平成23年5月に2,500万円余の配当を得たところでございます。

生活困窮状態にあります貸付先は4貸付先、2,468万円余でございます。このうち1貸付先165万円につきましては、先ほど部長からもございましたけれども、9月議会におきまして債権放棄についての御了承をいただいたところでございます。

次に、附属資料の9ページをお願いいたします。

平成22年度未収金対策について、御説明いたします。

当課におきましては、年度当初に未収金対策基本方針及び貸付先別の処理方針を作成いたしております。また、毎月初めに課内検討会を行い、必要に応じて弁護士への相談も行いながら、年間116回の訪問・面談によります収入及び資産保有状況などの把握、返済督促などをきめ細かく実施しております。

法的措置としましては、平成22年度に実施いたしました保証人に対します給与差し押さえを継続しております。平成22年度におきましては、56万円余を回収いたしました。また、先ほど述べましたように、破綻先の担保物件について競売手続を進めるなど取り決めを行い、平成23年5月に2,500万円余の配当を得たところでございます。また、破綻懸念先のみならず、平常償還先も含め巡回助言等を実施しており、貸付先の経営状況の把握に努め、県中小企業団体中央会あるいは中小企業基盤整備機構と連携しながら、経営支援を行っております。

未収金の回収につきましては、今後とも引き続き継続的に粘り強く回収に取り組んでま

いたいと考えております。また、努力を尽くしてもなお回収が困難と判断させる案件につきましては、債権放棄による整理も視野に入れて、きめ細かな対応を行っていきたいと考えております。

それでは、説明資料の方にお戻りいただきたいと思っております。

8ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計における繰越金でございますが、不納欠損額、収入未済額はともにございません。

なお、予算現額と収入済み額に12億3,500万円余の差額が生じておりますが、予算現額としては歳出予算に見合う額を計上しているものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

特別会計におきます歳出に関する調べでございます。商工費の中小企業振興資金助成費で、589万円余の不用額が生じておりますが、これは主に貸付事務費及び債権管理強化特別対策事業による事務費の経費節減に伴うものでございます。

次に公債費についてでございますが、これは高度化資金に係る中小企業基盤整備機構からの借り入れに伴う償還金でございまして、約100万円の執行残が生じておるものでございます。

最後に諸支出金については、県からの持ち出し分に係る高度化資金償還金を一般会計に繰り出す分でございますが、不用額はございません。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○大谷労働雇用課長 労働雇用課の大谷でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、説明資料の10ページをお願いいたします。歳入に関する調べでございます。

まず、使用料及び手数料でございますが、表の中ほどに記載しております中小企業従業

員住宅使用料において519万円余の不納欠損額、934万円余の収入未済がございます。

附属資料の10ページをお願いしたいと思います。

この中小企業従業員住宅というのは、昭和43年度から59年度までの間に、中小企業の従業員の住宅確保を目的に、県が厚生年金還元融資を受けて従業員住宅を建設し、これを中小企業者に20年間貸し付けを行い、貸付料を完納した場合には、その住宅を事業主に無償で譲渡するという事業でございます。平成22年度当初、収入未済となっておりますのは2つの企業で、過年度におきまして倒産や経営不振により使用料を納入しなかったものでございます。催告を行いましたが、平成22年度は1企業から12万円と、少額ではございますが納入が行われております。

この債務者の2社のうちの1社につきましては、主債務者である建設会社が25年以上も前に倒産し、主債務者が行方不明になり、時効期間が到達してございました。連帯保証人も高齢化し、資産もないことから、平成22年4月、主債務者及び連帯保証人が時効援用を主張しましたことから、関係者の資産調査を行うとともに、最終的には弁護士とも相談の上、平成22年10月に不納欠損処理を行ったところでございます。附属資料の12ページに、その内訳を記載しております。

もう1社につきましては、経営不振により少額の返済を続けておりましたが、回収が見込まれることから、平成22年6月に企業の土地に抵当権を設定し、債権の保全を図ったところでございます。

今後も引き続き、企業に対して粘り強く催告を行い、未収金の圧縮に努めてまいります。

説明資料の10ページに戻っていただきたいと思っております。

10ページから13ページまでの国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入には、いずれも不

納欠損額、収入未済額はございません。

なお、12ページの上段に繰入金としてふるさと雇用再生特別基金繰入金におきまして1億3,444万円余、緊急雇用創出基金繰入金におきまして6億6,619万円余が、予算現額に対して少なくなっております。これは、ふるさと雇用再生特別基金及び緊急雇用創出基金の県事業及び市町村補助事業の実績が、執行見込み額を下回ったことによる繰入金の減でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

ここから17ページまでが、歳出に関する調べでございます。

不用額を生じた主なものについて、御説明申し上げます。

まず、15ページをお願いいたします。

失業対策総務費でございますが、5億7,061万円余の不用額が生じております。この大半は、次の16ページから17ページにかけて、県及び市町村が実施しますふるさと雇用再生特別基金及び緊急雇用創出基金を活用した雇用創出事業におきまして、新規事業の立ち上げに時間を要したり、事業期間の見直しや入札及び節減による事業費が計画を下回ったことから、不用額が生じたものでございます。

不用額の大きいものにつきましては、17ページ上段の緊急雇用創出基金市町村事業の2億5,000万円余りと、口蹄疫対策等に予定しておりました緊急雇用創出基金事業が、幸いにも口蹄疫対策を出さなくてもよかったという現状の中で、1億円余りが不用額になっております。なお、不用額につきましては、本年度以降において事業を実施しているところでございます。

労働雇用課については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉永産業人材育成課長 産業人材育成課の吉永でございます。よろしく願いいたします。

それでは、説明資料の18ページをお願いい

たします。

歳入に関する調べでございます。まず、使用料及び手数料でございますが、表の中ほどに記載しております技術短大授業料におきまして、1,171万円余と予算額に対しまして多くなっております。これは、技術短期大学校の学生数が増加したことによる授業料の増でございます。

次に、20ページをお願いします。

国庫補助金でございますが、表の2段目に記載しております地域活性化交付金におきまして、予算現額の全額3,928万円余が収入未済となっております。これは、地域活性化交付金を活用しまして高等技術訓練校設備改修工事を翌年度に繰り越したことによるものでございます。

21ページをお願いします。

国庫委託金でございますが、表の3段目に記載しております生涯職業能力開発事業等委託金におきまして、3,327万円余が予算現額に対し少なくなっております。これは、主に離職者訓練事業の訓練事業者が就職等を理由に中途退校したことに伴い、所要額が計画を下回ったことによる国庫委託金の減でございます。

次に諸収入でございますが、収入未済がございます。一番下に記載しております雑入において、6万円余の収入未済額がございます。これにつきましては、恐れ入りますけれども附属資料の11ページをお願いいたします。

この収入未済につきましては、高等技術訓練校で行う委託訓練において、雇用保険に入っていない受講者が、4月にさかのぼり雇用保険被保険者となり、受講対象者の要件を満たさないことになったため、免許取得費や訓練手当の10万円余を返還させる必要が生じたものです。

現在、このうち6万円余が収入未済となっており、受講者本人から支払い確約書を徴し

分割納入を約束しているところですが、現在、無職で返済能力がないため納入が進んでいない状況です。今後とも、粘り強く納入を促してまいりたいと考えております。

それでは説明資料に戻っていただきまして、22ページをお願いします。ここから25ページまでが歳出に関する調べでございます。

翌年度繰越額と不用額の生じた主なものについて、御説明いたします。

23ページをお願いします。

職業能力開発校費でございますが、4,910万円余の翌年度繰越額、5,386万円余の不用額が生じております。

まず、翌年度繰越額でございますが、恐れ入りますけれども、附属資料の1ページをお願いいたします。

高等技術訓練校設備整備事業について、4,910万円余を今年度に繰り越しております。これは、高等技術訓練校内の教室空調設備等の老朽化に伴う改修工事として国の地域活性化交付金を活用し、2月補正で改修予算を組みましたが、調査、設計、入札及び工事を行うために必要な期間を確保することが困難だったため、今年度に全額繰り越したものでございます。設計は9月に完了しまして、今月には工事着工しまして、来年2月に完了する予定でございます。今後も、計画的な予算執行に努めてまいります。

それでは説明資料に戻っていただきまして、23ページをお願いします。

次に不用額でございますが、その主なものは備考欄に記載しております人件費の執行残あるいは(3)の職業能力開発事業費のうち訓練手当につきまして申請が見込みより少なかったこと、またその下の障がい者職業能力開発事業から委託訓練事業までは、それぞれ障害者、離職者、母子家庭の母等に対する委託訓練でございますが、訓練の受講者が就職等により途中で退校したためなどによる執行残でございます。

続きまして、24ページをお願いします。

技術短期学校費でございますが、2,554万円余の不用額がございます。その主なものは、備考欄に記載しております人件費の執行残あるいは(2)の技術短期大学校運営費のうち、管理運営費における教育教材費の経費や施設管理業務委託などの執行残でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高口産業支援課長 産業支援課、高口でございます。よろしくお願いいたします。

委員会説明資料の26ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございますが、歳入につきましては26ページから29ページまで、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、さらには諸収入がございまして、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

27ページをお願いいたします。

予算現額との差額が大きいものについて、御説明いたします。27ページ一番下の段に記載しております国庫補助金の地域活性化交付金が予算現額に対しまして3,242万7,000円少なくなっておりますが、これはこの交付金を活用して実施しました産業技術センター食品加工室の改修工事を翌年度に全額繰り越したものであるものでございます。

恐縮ですが、この関連で附属資料の2ページをお願いいたします。

この産業技術センター食品加工室改修事業でございますが、この国の地域活性化交付金を活用いたしまして、2月補正で産業技術センター食品加工室の改修工事を行う予算を組みましたが、設計等の工事を行うために必要な期間を確保することが困難だったために、今年度に全額を繰り越したものでございます。設計は6月末に完了し、工事も9月末に

完了いたしております。今後とも計画的な予算執行を心がけようと思っております。

それでは戻っていただきまして、29ページをお願いいたします。

29ページの表の一番上段でございますが、受託事業収入がございます。予算現額に対しまして2,385万3,000円が少なくなっております。これは、産業技術センターにおきまして国等の委託事業の採択金額が、見込みよりも少なかったものによるものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

ここから35ページが歳出に関する調べでございますが、不用額の大きいものについて御説明させていただきます。

31ページをお願いいたします。表の下段になりますが、工鉦業費の中の工鉦業振興費で、6,081万7,000円の不用額が生じております。主なものにつきましては、備考欄の(1)工業振興費の中で、次の32ページをあけていただきたいと思っております。

一番上段に、産業技術センター本館等整備事業につきましては、実績額で13億5,400万ほどでございますが、この工事関連の入札残がございます。それから下がりまして7つ目でございますが、大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業、これはふるさと雇用再生特別基金を活用しまして、大都市圏の発注企業と県内の中小企業との取引マッチングを推進する事業でございますが、採用しました職員が地場企業に就職したこと、あるいは東日本大震災によりまして、出展予定だった展示会が中止になったこと並びに経費節減等による執行残でございます。

それから、その次のところに書いておりますリーディング企業育成支援事業につきましても、これは高い付加価値を生み出すリーディング企業の育成を補助事業で支援するものでございますが、口蹄疫等の発生によりまして事業遂行が困難になった企業に対する補助

金の交付決定を取り消したこと等による不用額でございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

産業技術センター費で、4,176万6,000円の不用額が生じております。この主なものにつきましては、備考欄に記載しております(3)試験研究費のうち3つ目にございます新規外部資金活用事業におきまして、国等からの委託や補助事業の採択件数並びに金額が見込みより少なかったことによる執行残、それから、その次の段になりますが、有機薄膜技術拠点形成事業につきまして、経費節減等に伴う執行残でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

新事業創出促進費で、1,058万6,000円の不用額が生じております。主なものにつきましては、備考欄の6番目になりますが、産学行政連携推進強化事業、それからその下になります、9番目になりますが知的財産推進事業、さらにその下の10番目でございますが、在宅勤務型ビジネスモデル事業等におきまして、委託業務契約に伴う執行残並びに事務経費の節減等によるものでございます。

以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○森永新エネルギー産業振興課長 新エネルギー産業振興課、森永でございます。

説明資料の36ページをお願いいたします。

まず歳入に関する調べについてでございますが、国庫支出金、繰越金それぞれ不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、37から次の38ページにかけてが歳入に関する調べでございます。

不用額の大きいものについて、御説明させていただきます。

まず37ページでございますが、真ん中ほど企画費の計画調査費がございます。不用額は

1,537万円余でございます。これは、右側の事業概要の一番下の欄、クリーンエネルギー調査事業というのがございますが、これは総務省の委託事業で実施するものでございまして、県が直営で実施する新エネルギー関係の調査事業それから市町村が実施する事業、合わせて15本ほどの事業がございまして、それぞれの委託の入札残とか事務費の節減で生じたものでございます。

おめくりいただいて、38ページをお願いいたします。

38ページ、新事業創出促進費の不用額につきまして、これは繰り越しと両方ありますが、まず不用額から先に御説明させていただきます。

不用額につきましては、1億915万円の不用額でございます。主なものにつきましては、右側の事業の概要の真ん中あたり、くまもとソーラーパーク推進事業というのがございます。これは住宅のソーラーの補助事業と事業所の補助事業と2つのものが一応入っておりますが、その中で住宅ソーラー事業につきましては、県民とか業界の御要望を受けて、ことし2月に補正予算を大きな金額を組ませていただきました。その執行を、なるべくいっぱい受け入れるということでやってきたんですけれども、どうしても募集期間に不足とかがございまして、執行残が出たものでございます。

それから事業所のソーラーにつきましては、これも補助事業者がさらに施工業者に入札する際の残とか、あるいは経営環境の変化で取り下げ等がございまして、合わせて1億、こういう残が出ておるところでございます。

それから、これに関連いたしまして繰り越しについて、あわせて御説明させていただきます。附属資料の3ページをお願いいたします。

くまもとソーラーパーク推進事業について

の繰り越しということでございますが、繰越額2億1,429万円余でございます。

繰越額についても、ここも先ほどの事業と同様2種類ございます。上段の事業所向けのソーラー補助につきましては、設計の変更でございまして、九電さんとの接続、いわゆる系統連携という手続がございまして、これのおくれ等から1,600万円余の繰越額になっております。

それから下段の住宅用ソーラーにつきまして、先ほど御紹介いたしましたように2月補正の関連で多くの県民の方に補助できますように、3月末ぎりぎりまで手続を延ばした関係で、工期のおくれ等から1億9,700万円余の繰り越しとなっております。進捗状況は今、70%でこの資料でございますが、直近おととい2日現在では87%の処理ということで、住宅ソーラーは計画的に今後執行していきますけれども、年内ぐらいには大体残りの繰越分の処理ができるかと思っております。今後とも計画的な執行に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

新エネルギー産業振興課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○渡辺企業立地課長 企業立地課の渡辺でございます。

説明資料の39ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、39ページから40ページにかけてが歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

39ページの一番上の国庫支出金につきましては、予算現額と収入済み額に1,262万円余の差額が生じておりますが、これは熊本テクノプラザビルのエレベーター2基を更新する改修工事に関するものでございます。この事業につきましては、地域活性化交付金を活用いたしまして、2月補正予算で事業化したものでありますため、工期不足により予算を繰

り越したものでございます。

次に2番目の財産収入でございますが、予算現額と収入済み額に400万円の差額が生じております。これは、住友信託銀行と契約しております県有地信託事業の決算が3月末日であるために、決算確定後配当金を調定し収入したものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

諸収入でございます。予算現額と収入済み額に約3億5,100万円の差額が生じております。これは、企業立地促進資金貸付金回収金の新規貸し付けを見込んでおりましたところ、申し込みが企業の方から寄せられなかったということによるものでございます。

次に、41ページでございます。一般会計の歳出でございます。

工鉦業総務費に、約5億1,500万円の不用額が生じております。不用額の主なものは、企業立地促進費補助金におきまして、2月補正予算で見込んでおりました補助金交付申請が次年度以降に、企業様からの要望により延びたこと等によりまして、年度内に申請がなかったこと、また企業立地促進資金融資の新規貸し付けを見込んでいたところ、申し込みがなかったことによるものでございます。

次に、42ページをお願いいたします。

ここは臨海工業用地造成事業特別会計、特別会の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

繰越金の予算現額と収入済み額に約2億7,200万円余の差額が生じておりますが、これは予算現額に歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、開けていただきまして、44ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳入でございますけれども、不納欠損額及び収入未済額はございません。

一番上の欄、財産収入におきまして、予算現額と収入済み額に818万円の差額が生じて

おりますが、これは工業団地の賃貸収入が見込みを上回ったこと等によるものでございます。

次に県債でございますが、予算現額と収入済み額に9億8,300万円の差額が生じております。これは菊池テクノパーク整備事業におきまして用地買収が難航いたしたため、用地補償費及び詳細設計料を繰り越したことにより、県債収入が減額になったものでございます。これにつきましては、9月議会で既に地権者の方から用地の内諾を得ておりますので、9月議会で購入経費について新たに予算をお認めいただいたところでございます。

次に繰越金でございますが、予算現額と収入済み額に約8,600万円の差額が生じております。これは、予算現額に歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出でございます。上から3段目、内陸工業用地基盤整備事業費の城南工業団地の災害復旧工事の執行残、この理由の主なものとしましては、この災害復旧工事の執行残及び工業団地整備事業費の菊池テクノパーク整備のための調査委託費の入札に伴う執行残等でございます。

次に、お手元のもう一つの附属資料の4ページをお開けいただきます。

一般会計の繰越事業でございますが、産業支援サービス業等集積促進事業につきまして、約1,500万円の繰り越しが発生しておりますが、先ほど申しました国庫支出金の地域活性化交付金に関する御説明の際に申し上げましたとおり、2月補正で予算措置されましたクモテクノプラザビルの改修工事で、工期不足により予算を繰り越したものでございます。

なお、事業の進捗状況は0%になっておりますが、現在工事中でございますが、来年1月中旬には工事完了の予定でございます。

次に、同じくその資料の5ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の繰越事業でございます。これは市町村で行う企業立地に関する基盤整備事業に対し交付する補助金の繰り越しでございます。長洲町実施の基盤整備事業に対し交付する補助金につきまして、請負業者倒産に伴いまして再度入札を行った結果、適正工期の確保が困難となったため繰り越したものでございます。工事は6月に完了いたしております。

次に、同じ資料の6ページでございます。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の繰越事業でございます。これは菊池テクノパーク整備事業におきまして用地交渉が難航したため、用地費及び調査設計費を繰り越したものでございます。用地につきましては、先ほども申し上げましたとおり、9月議会において議決をいただき、正式契約を締結したところでございます。また、詳細設計は現在実施中であり、平成24年1月完了予定でございます。

次に、同じ資料の13ページをお願いいたします。

県有財産の処分でございますが、セミコンテクノパークの1区画を売却したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○宮尾観光課長 観光課の宮尾でございます。お世話になります。

説明資料47ページからが、一般会計における観光課の歳入に関する調べでございます。

まず47ページでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

48ページをお願いいたします。

観光施設貸付金回収金について、102万円余が予算現額に対して少なくなっております。

す。これについてでございますが、この制度によりまして観光施設に貸し付けを行い、金融機関との協調倍率に基づいて金融機関に預託を行います。年度末の委託金額を一たん全部引き上げます。その回収金でございます。

平成21年度末に債務の繰り上げ償還が行われまして、残債額が見込み以上に減少したために、その分預託金が少なくなり、平成22年度につきましては予算現額との差額が生じたものでございます。

なお、この制度による新たな貸し付けはなく、平成19年度をもって終了しております。

次に、説明資料49ページをお願いいたします。

49ページと50ページが、歳出に関する調べでございます。

まず、5,300万円の繰り越しと2,962万円余の不用額が生じております。この繰り越しでございますけれども、恐縮ですが、別添の附属資料の7ページをお願いいたします。

観光標識整備事業でございますが、緊急経済対策による2月補正での予算となったために、必要な工期を確保することが困難となり、翌年度に繰り越しとなったものでございます。なお、これにつきましては約100カ所の観光標識を、今4カ国語にしておりますけれども、各地域振興局ごとに設計、入札等の最中でございます。

それでは、またもとの説明資料に戻っていただきまして、49ページをお願いいたします。

不用額が約2,960万円出ておりますけれども、この中で執行残、すべて執行残なり経費削減によるものでございますけれども、執行残の大きかったものにつきましては、49ページの下から2つ目でございますが、ちょっと小さな文字で恐縮でございますが、「思い立ったら、くまもとの旅」観光地アクセス強化事業というのがございます。これは、当初予

定が5,000万ほどでございましたけれども、実績が4,000万ほどで、約1,000万円の不用額が生じたところでございます。これは、観光地までの2次アクセス強化のために、阿蘇方面、天草方面、熊本市内などの8路線の観光周遊バスを運行する雇用対策事業でございますけれども、運行実績が当初予定を下回ったために、委託料の減額となったものでございます。

そのほか、おのおのの事業の執行残や経費削減などによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○山内国際課長 国際課の山内でございます。

説明資料の51ページをお願いします。

歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、説明資料の52ページ、歳出に関する調べでございます。

諸費ですけれども、1,665万円の不用額が生じております。主なものにつきましては、事業の概要の6番目、国際交流活性化推進事業約1,100万円の執行額の部分ですけれども、この部分は通訳関係の経費を計上していたところですが、できるだけ自前の職員で対応する等、経費節減による執行残となったものです。

その2つ後、旅券発給事務費というものがございまして。これは収入証紙の売りさばき手数料、収入証紙を互助会に、パスポート発行に伴うものを売っていただいておりますが、売上額の3.15%を手数料で払っておりますが、この分は払わずに済んだと、証紙の売り上げがそこまでなかったということとか、あとパスポートセンターの嘱託職員の人件費がこの中に入っておりますが、満額で組んでおりましたが、欠勤等により支払わなかった分が入っております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○坂本くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課の坂本でございます。

22年度の決算状況について、お手元の委員会説明資料で御説明いたします。

53ページから54ページにつきまして歳入に関する調べでございます。

不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、55ページから56ページまでが歳出に関する調べでございます。

商業総務費で、1,285万円余りの不用額が生じております。その主なものは、備考欄の(3)の物産振興費の中で、特に九州新幹線さくらお土産開発事業だとか、KANSAI戦略強化事業だとか、大都市圏県産品販路開拓業務委託事業等につきまして、東日本大震災の影響によりまして、当初予定したものが実施しませんでしたので、そういうものがメンの執行残でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○藤川隆夫委員長 以上で、商工観光労働部の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありますか。鎌田委員。

○鎌田聡委員 済みません、素朴な疑問で1点。18ページに産業人材育成課で、技術短大の授業料で、学生数が増加したことによって収入増とありますが、もともと定員あたりは決まっているでしょう。それで急に増加するんですかね。

○吉永産業人材育成課長 産業人材育成課の吉永でございます。

技術短大は5科ございますが、定員は決まっておりますが、このふえた理由は、留年の方が復学したということで、ふえたわけでござ

ざいます。

○鎌田聡委員 留年……。

○吉永産業人材育成課長 留年生がおりまして、その分がふえる。卒業できなくて2年生が3名いたということでございます。あと休学した人が復学して、ふえるということもございます。定員は決まっておられません。

○鎌田聡委員 この場合は、定員からプラスしていいということなんですよ。

○吉永産業人材育成課長 定員に含めまして、留年を継続いたしております。以上でございます。

○藤川隆夫委員長 今のをもう1回整理しますと、結局、定員はあるんだけど留年とかで復学して人数がふえるんだけど、それはそれでいいのかという話だろうと思えますよね。いいということなら、それで構わないんですけれどもね。

○吉永産業人材育成課長 2年生も含めて…

○藤川隆夫委員長 ふえるという話でしょう。

○鎌田聡委員 わかりました。

もう1点いいですか。済みません、中小企業の住宅のやつは何ページだったかな。10ページですね。これは今ちょっと説明を聞いて、済みません、私も認識が不足している部分がありますけれども、20年間貸し付けた後、無償で中小企業に譲渡されるということですが、その分の負担者が入ってきてないということなんですよ。1つは不納欠損処理を行ったということですよ、でい

いんですかね。

○大谷労働雇用課長 基本的に県で厚生年金の還元融資を受けまして、それをもとに建てます。それを利息とか経費も含めて20年で使用料として払っていただきます。そうすれば結局、基本的に20年後に無償で譲渡するということになっています。ただ、その使用料が入ってない部分がございます。そういう分が不納欠損させていただいた分と、今のところ未収金で上がっておる分でございます。

○鎌田聡委員 では、この2社については使用料が入ってきてないから、譲渡してないという理解でいいんですかね。

○大谷労働雇用課長 1件のその建設業については、実は町営住宅として処分しておりますので、負債はございません。今度、不納欠損した分でございます。

もう1件については、平成8年に一応20年を経過しておりますけれども、未収がございますので、そのまま譲渡しないで県の所有のままになっております。

○鎌田聡委員 どこにどう建っているのか、ちょっとその概要も教えていただきたいのと、その譲渡してないやつについては1社の分ですよ。それについては、まだその職員さんが入っていらっしゃるんですか。

○大谷労働雇用課長 熊本市の北部、植木町にございます。6部屋ございまして、一部に要するに、事業規模は小さくなっていますので、企業の代表者と一般の方が入居されております。その目的外使用になりますので、現在、退去に向けていろんな手続を進めているところでございます。

○鎌田聡委員 では、まだその企業の代表

者と従業員の方が入っていらっしゃるということで、まだ使用料が全然入ってきてない。平成8年まで入ってくる分が入ってないというのは、平成8年からさかのぼって何年分が入ってきてないんですかね。

○大谷労働雇用課長 従業員さんというよりも、一般の方が何件か実際入っていらっしゃいます。それと、過去、たしか約200万ですので、約4年分が未済になっているという状況でございます。平成4年から8年分が未済になっていると。

○鎌田聡委員 その平成8年から、かなり経過しているわけですよ。それでも、やっぱり入ってきてないという状況ですけども、それは経営状況なんですかね。この1社は、まだ会社としては存続しているんですよ。

○大谷労働雇用課長 今は、御夫婦で規模を小さくしてやられている状態です。平成8年に契約、要するに貸付期間は過ぎておりますけれども、現在は県が地上権を設定しまして、一応、県の所有という形で引き続き持っておりますが、地上権の設定が平成28年までですので、それと建物が老朽化していますので、早急な撤去が必要だろうという認識であります。

○鎌田聡委員 わかりました。まだちょっと理解できない部分がありますけれども、一応概要はわかりました。

○藤川隆夫委員長 今の件で、私からちょっとよかですか。この一般の方が入っていらっしゃる人の費用というのは、一体だれが取っているんですか。

○大谷労働雇用課長 要するに、その貸付先の企業さんが収入として入っていらっしゃっ

て、その一部が県の方に入っています。

○藤川隆夫委員長 全く理解しがたい状況なんですけれどもね。これに関しては、もうちょっとスピーディーに対処せんといかぬのじゃないかなという気がしますけれども。結局、他人から取ったやつを入れているんでしょう。だから目的外使用している人の金をもらって払っているわけでしょう。だからルール上、非常におかしい話だと思うんですよ。

○大谷労働雇用課長 おっしゃるとおりですので、そういうことで一昨年からかなり精力的に、弁護士とも相談しながら、県からの退去勧告も含めて現在準備を進めています。

それと、先ほど御報告しましたとおり、債権を保全するために一応、土地について抵当権を設定させていただいて、将来的には競売も視野に入れた形での準備を進めております。

○守田副委員長 関連で。一般論ですけども、債務者で、こちらが強制執行するなり云々というときに、債務者を、いろいろな事情があるかもしれませんが、敬語でしゃべったらいかぬと個人的には思うもので……。

○田中商工労働局長 この件については、売り上げ不振から滞納というか償還が滞っている状況にありますが、幾分か入ってはきております。しかし我々も、いつまでも待てない。できるだけ、いろいろ再建計画を立てながら、きちんと計画的に返済してくださいという指導もしてまいりましたけれども、そこらあたりが十分執行ができてない部分もありましたので、抵当権の設定を昨年22年度に行いました。その上で、さらに返済金額もふやしてくださいとかいう要請もいたしましたけれども、なかなかそのようにはなっていない部

分もありますし、我々も期限の問題がありますので、そういう意味ではもうそろそろ、ある程度強制的な対応をしていかざるを得ないと。期限を切りながら、この案件についての整理を行っていききたいというぐあいに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○城下広作委員 関連で、重複して。その第三者が入っている不動産契約というか、その入居契約は、その方はだれと結んでいるのかということと、仮に最終的に退去をしてくださいたったときに、一般的には退去をするときには、いわゆる立ち退き料というのを払わないといかぬ。こういうのが発生するか、そこまで考えているかということは、どうなんでしょうか。

○大谷労働雇用課長 その辺についても、弁護士と相談した上で、要するに県からの退去勧告とか、今その辺の準備を進めております。基本的には、今のところ、いわゆる企業の代表者の方で目的外使用の方に退去していただくという形を今要請しておりますけれども、もう1年以上にわたって、なかなか動かせませんので、近日中に弁護士と相談した文書等で、入居者の方に対する退去を求めているというふうに思っております。

○城下広作委員 そこはしっかりしておかないと、最終的には、入居したら入居する方の居住権というのを主張されたら、逆に金を払って出てくださいということになったら大変おかしい話になると思いますよ。これはよくやっていただきたい。

○池田和貴委員 関連して、よかですか。それは附属資料の10ページに書いてあることなんでしょうけれども、大谷課長は今年度からなられたんですよね。これで収入済み額が12万円ということになっていますが、その債務

者になられている方ですね、他人から他人に部屋を貸して、そこで家賃を入れているにもかかわらず、県に払ったお金は12万円しか年間になかったというような、そういったことでよかでしょうか。

○大谷労働雇用課長 実は4家族入っておられまして、大体3万円から4万円の収入がございまして、年間140万円ぐらいの収入があるということ。そういう中で、ことしは12万円ですけれども、以前は30万とか50万入っていたわけですけれども、最近は少なくなっている。

ただ、この状況については非常に問題のある状況だろうと認識してしまして、鋭意その対応に取り組んでいるところでございます。

○池田和貴委員 言わずともわかると思いますけれども、それはやっぱり不労所得ですよ。これは厳正にやっぱり対処すべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

○藤川隆夫委員長 よろしいですか。
それでは、ほかに。

○岩下栄一委員 総論ということになりますけれども、いろいろ事業報告を聞いていますと、雇用あるいは産業支援、観光と事業名はたくさんありまして、こんないろいろあったのかという、いずれも重要な、県勢発展のために必要な事業だろうと思います。国庫委託もたくさんあるけれども。

そこで部長にちょっとお尋ねしますけれども、不要不急の事業の見直しなんていうのは去年やられたのか。スクラップ・アンド・ビルドといいますか、同じような事業名がいっぱいあるじゃないですか。同じような、似通った感じのやつが、その点を部長にちょっと……。

それからもう1点は、各論ですけれども企

業立地課。東京事務所、大阪事務所が企業誘致で努力をされていることはよく知っています。大阪の街角で会ったこともあるし、企業の中で職員の人とお会いしたこともあるんですよ。昨年度の企業立地の状況といたしますか、あるいは企業誘致で動いておられる職員の数がどのくらいいらっしゃるって、その実績がどうであったかということについて、これは企業立地課ですね。お願いします。

○藤川隆夫委員長 では、まず最初の点について、中川商工観光労働部長。

○中川商工観光労働部長 まず今年度は、国の景気対策で補正とかどンドン来ましたものですから、その執行の関係で繰り越しとか不用額が若干ちょっと見かけ上ふえてしまっておりますが、そこはまず御了承いただきたいのと、それから一般論でございますけれども、私どもは今、県全体が予算が大変少なく、毎年減になっておりますので、今、次年度の予算要求をしていますけれども、次年度の予算要求をするときには、全部、財政当局からお金をいただけませんので、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドといたしますか、それをしませんが、やりたい事業が逆にできませんので、考え方としてはそういうような考え方で部内として優先順位を決めてやっているつもり、全体が減りますものですから、そうやらないと回らないということでやっているつもりでございます。

○藤川隆夫委員長 もう1点に関して、渡辺企業立地課長。

○渡辺企業立地課長 企業立地課の渡辺でございます。

企業誘致に関して、まず企業誘致の職員の数につきまして、全体で東京が4名、大阪3名、本庁17名ということで、全部で24名。

それから最近の、この4年間の実績でございますが、平成20年度が18件、21年度が17件、平成22年度が22件、今年度が現在までに21件ということで、78件の企業誘致を行っております。

○岩下栄一委員 頑張っておられますね。

スクラップ・アンド・ビルドですけれども、昔の話だけれども、昔は経済部に商工課として課が1課しかなかったんですね。それが時代の変遷とともにニーズもふえてきて、課がふえたり減ったりしながら今日に至って、私も久しぶりに県議会に戻ってきたから、この課の名前すら、こんなのできていたなという感じなんだけれども、やっぱりパーキンソンの法則じゃありませんけれども、やっぱり行政のいわゆるぜい肉というのがどうしても、幾らお金がないといっても新しい事業をしたい、これは職員の皆さんの本能的なあるいは私たちのニーズでもあるけれども、だから常に不要不急のものがありはしないかという注意は必要だと思うんですね。その点を今後よろしく願いしておきます。

○松田三郎委員 関連しまして……。今、平成20年、21年、22年、23年の実績の御報告、これは新規の増設とかも入れてですか。

○渡辺企業立地課長 企業誘致で、協定を結ぶときの条件というのは、投資額3億円以上それから10人以上の雇用が見込まれる場合、協定を結んでおりまして、それについては新設も増設も含めて考えております。

○松田三郎委員 3億円以上、10人以上の場合が、新規増設を含めてこの数ということですね。

施策の成果を見ておりまして、知事が就任から平成22年度末までの企業トップとの接触件数は673社というのが書いてありまして、

たしかマニフェストで何社訪問、何社実績を上げるとというのが、ちょっと宙には忘れましてけれども、そういうのがあったと思いますが、これは細かい話で恐縮ですが、例えば企業トップとの接触というのは、わざわざ知事が何かの折に行かれて企業訪問をなさった数だけなのか、もしくは何かのとき、パーティーとか何かでお会いになって、だれだれ社長、知事の蒲島です、よろしくお願ひしますと、そういうのを含めたのか、さっき言いましたマニフェストの数とともに、ちょっとその状況を、それをだれがカウントしているのか、秘書の方なのか何なのかというのも、細かい話ですがちょっと教えていただければ。

○渡辺企業立地課長 今お尋ねの件でございますが、蒲島知事就任以降3つ目標を掲げられておりまして、1つが4年間に企業の誘致件数を100件、それから新規雇用予定者を1万人、それから企業のトップとの接触件数を1,000社ということにしています。今おっしゃいましたトップとの接触ですが、確かに知事お忙しいので、ちょくちょく上京したりして企業のトップと——もちろんやっておりますけれども、それだけでは1,000社稼げませんので、今おっしゃいましたように、つい11月2日には東京で半導体関連のトップセミナーをいたしまして、それに320名の方々がお見えになりましたけれども、その中で企業のトップの方もおられますし、その中で知事と接触いただいてお話しいただいた方は、我々あるいは秘書課のところでカウントしてまして、ちゃんと進行管理はいたしておるところでございます。

○松田三郎委員 ということは、少なくとも1,000社訪問のような数でいくと、クリアしそうな状況なんですかね。

それで、我々も企業誘致の難しさというのは身をもって知っているつもりで、ほとんど

がもう形にならない、物にならない、無数にそういう努力が何十、何百、何万もあって、実になるのはその数%だというのはわかっておりますが、知事が600数社、22年の段階で会われて、実際会われてトップセールスなされたおかげで実を結んだというのは、ちょっとわかりやすい例で、あるんですかね。

○渡辺企業立地課長 一応、我々もいろんな情報を仕入れていまして、実際、効果的などころ、場面で知事にお出まじいただくというふうに考えていまして、例えば大企業のソニーさんですね、増設の折には知事から最後のだめ押しじゃないですけども、お願ひしますということで知事が赴いて増設に結びついた例が、直近ではございますね。

○藤川隆夫委員長 ほかに、ありませんか。松岡委員。

○松岡徹委員 5点ほどありますけれども、最初に6ページの商店街まちづくり推進とか商業調整とか大型店の問題ですけれども。まちづくり3法の改正があって、そして県のガイドラインも1万平米以上だけじゃなくて、5,000平米以上、以下についても地域貢献策をととか、そこら辺のやったけれども、実際商店街の状況はどうかなという、効果がね。それともう一つは、いろいろ調べておいたら内閣府が買い物弱者調査で高齢者の生活に関する基礎調査というのをやって、いわゆる買い物難民と言われる人たちが600万人いるというようなことが明らかになっているんですけども、これは熊本県でいわゆる買い物弱者、買い物難民、商店街との関係で、どういうふうに認識されておりますか。

○藤川隆夫委員長 まず、今の件に関して、福島商工振興金融課長。

○福島商工振興金融課長 県の方でガイドラインをつくりまして、ある程度、大規模な企業に関しては地域貢献ということで要請といいますか、対応していただいております。

おっしゃるとおり中心市街地といいますか商店街につきましては、なかなか景気の問題もあります。高齢化の問題もございまして、後継者不足の問題もございまして。なかなか、これだという決め手はございませんけれども、先ほど委員の方からございましたような各種事業を使いまして、少しでも商店街が活性化し、地域全体が活性化するように、市町村と一緒に取り組んでいるところでございます。

もう一点は買い物弱者対策ですけれども、具体的な例で申しますと、健軍商店街ですね、健軍商店街の方がタクシー会社と一緒にしまして、注文した品をタクシー会社が届けてもらうとか、菊池あたりではバスを走らせて、お年寄りの方を市街地の方に連れていくような対応もあります。民間の方で、芦北、水俣の方でセブンイレブンとJAの方が提携しまして、移動販売車でやるということで、おっしゃるとおり商店街は単に買い物場だけではなくて、その地域の持つ社会的課題、これに対して非常に大きな責任を持っていると思いますので、県としては今後とも商店街の振興に力を注いでいきたいと思っております。

○松岡徹委員 そうすると、いわゆる内閣府がやったその買い物弱者のデータというか、あるいはその実態の把握ですね、それは県としては、いわゆる何かデータがあるというわけではないんですか。

○福島商工振興金融課長 それについては承知しておりませんでした、申しわけありません。

○松岡徹委員 ある人の研究で、例えば人口集中といいものについては相関関係がある、アンケートでね。やっぱりいいものが熊本より博多があるような、人口集中と日常生活に必要なものは余り相関関係がないというか。だから、いわゆる歩いていけるようなところに生活に必要なものが買える商店街があるかどうか、今高齢化が進む中で買い物弱者、買い物難民が600万というけれども、ある学者の統計によると800万という数字もあるし、もっと多いただろうという、またこれからもっとふえるんじゃないかということも指摘されているわけで、やっぱり商店街対策というのを思いきって考える必要がある段階に、もっともっと深刻になるし、あるんじゃないかなと思うんですね。

それから、まちづくり3法が、いわば中心市街地活性化法と都市計画法が改正されたけれども、実際上は1万平米以下のところがどんどん入ってきて、商店街は、景気の問題もあるけれども、ずたずたになっているわけです。それで、ガイドラインは地域貢献策で決定的な権限があるわけでもないしね。私はやっぱり大店立地法の13条の廃止問題とか、それからやっぱり以前は大店法問題なんかでも商調協というものがあって、業者団体が入って調整するというレベルだったんだけど、もっと高齢者とか障害者とか弱者の利便にかなうような法の角度というのが必要になっているんじゃないかと思うし、そういう点で改めて僕は、法的な整備・改正等について熊本県としても検討し、国に対しても働きかけていく段階に来ているんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺ちょっと部長あたりに御見解をいただければと思うんですけども。

○藤川隆夫委員長 国の問題の話だろうと思いますけれども、県がどういうふうに取り組むかということだろうと思いますので、中川

商工観光労働部長。

○中川商工観光労働部長 御指摘の3法の改正は、要するに行き過ぎた規制緩和の反省に立ってやられた制度でございます。私どもも大変ありがたい改正で、ある程度の、一定の効果、大規模大型店の郊外進出はある程度規制され、それなりの効果はあると思っています。ただ、商店街の問題はそれ以外の要素がありまして大変な問題がございますけれども、まちづくり3法の改正は一応、我々としては評価があったのではないかと考えているところでございまして、それ以上、私どもとして今のところ申し上げる材料は持ち合わせておりません。

○松岡徹委員 大型店の方は、かなり規制できるようになったんですね。ところが街中の方はどんどん展開して、かなり厳しいという認識を僕は持っているんですけども、今後検討していただければと思います。

次に、熊本県は中小企業振興基本条例をつくっておりますね。これは9ページの関係になるかな。この中小企業振興に、やっぱりいろんな施策とお金をつぎ込んで努力されているわけですが、どうですか、中小企業振興基本条例をつくって、それでの効果といいますか、また予算編成上どういう点に力点をやって、こういう点では変わったなというようなことが、22年度あたりの歳入歳出で何か言える点がありましたら、ちょっとお願いできればと思いますけれども。

○藤川隆夫委員長 これは、どなたに……。では、中川商工観光労働部長。

○中川商工観光労働部長 中小企業基本条例は、私どもが所管課ですけれども、いわゆる発注側としては県庁全体でございます。基本的には公正な競争の中で発注するのが基本で

ございますけれども、それでも趣旨として、なるべく地元の発注をふやしたいという御意向を受けて、議員提案でおつくりになった制度でございますけれども、一番効果を実効的に上がっているのが、建設業の方だと私どもは思っております。もちろん私どもが発注する分もありますけれども、できるだけ法の範囲内で、許される範囲で地元優先という趣旨は土木を中心に全庁的な発注の中で御配慮いただいているものと思っていますし、我々が全庁会議の中で毎年そういう趣旨の徹底を図らせていただいております。法律の一定の制限はありますけれども、その中でなるべく地元優先という趣旨は一応徹底している、あるいは具体的に土木あたりの中で、制度の中で取り組んでいただいているものと思っております。

○松岡徹委員 この基本条例は議員提案で、そのとき私も前川先生から意見聴取もあって相談もあって、ちょっと言ったこともあるんですけども、あれでいくと中小企業基本法の7条の3で、いわゆる中小企業以外の大手のあり方にちょこっと触れているんですね。いろいろ調べたら、千葉の条例は大企業条項というのがあって、大企業がいわゆる中小企業振興のために役割を果たさないかぬという条項が、わざわざあるわけですよ。アメリカの場合は、御承知のようにローカルコンテンツ法とかあって、大手企業が地域に来たら、ある程度のを地元から調達せないかぬという法律がある。

企業立地は皆さんが相当努力されて、この10年間で180社ぐらいが来ているんですね。ところが、県内総生産と県民1人当たり所得を10年間の推移を見てみると、余り変わっていないという面があるんですね。やっぱり、してなかったらもっと悪かったということであるかもしれないし、ただ、それだけの企業が来て、地域の経済や地元の中小企業が潤う、

振興するというような点での有機的なかわり方がどうなのかという角度を考えるんですよ。

そういう意味で、中小企業振興基本条例は議員提案でできたあれではありますけれども、執行部でいろいろ検討されて、私は千葉県みたいな、ほかに市段階でも幾つか入れているところもあるようですけれども、その辺のもう少しちょっと、今の段階での発展的な改訂なども考える時期に来ているんじゃないかなと思っておりますので、その辺もちょっと、また部長だけに恐縮ですけれども……。

○藤川隆夫委員長 これ全課にわたる話なので、全部にわたる話だろうと思いますので、商工観光労働部だけの話じゃないと思います。だけれども、その点で意見が……

○中川商工観光労働部長 最大に苦慮しているのが、法律を越えてはならないというところでございまして、できるだけ私どもも地元の方にといい思いはありますけれども、要するに契約は法を越えてはならないというのがございます。千葉県の例はわかりませんが、その範囲内で一生懸命努力しようというのが、いただいた中小企業基本条例の趣旨だと思っています。

それから1人当たり県民所得のお話がありました。これは計算上、企業と個人と公共の投資でやりますけれども、私どもがはるか早く1人当たり県民所得で大分に抜かれ佐賀県に抜かれているのは、大企業の存在、大企業が出す製造維持価格が統計上、いいか悪いかは別にして、統計上あらわれている結果だと思っております。そこはそこで我々も大事にしなければならぬと思っております。

○松岡徹委員 今、部長がおっしゃった法律の関係ですね、僕もそこは当然、条例とかを考える場合は、それで中小企業基本法の7条

3項にちょっと規定があって、千葉の場合は、その7条3項の規定を前に書いて、その後には大企業条項というのを書いておりますね。だから、その辺の関連は法律の枠の中ということでは整理できるんじゃないかなというふうに思います。

続いて、38ページの再生化の自然エネルギー課関係ですね。ずっと進める上で、家庭用につけるのを相当広げていかぬけれども、そういうのを普及するという面と、この事業が地域経済にうんと有機的に役立つという点で、私がちょっと引っかかっているのは、太陽光パネルなんかを取りつける場合、メーカーがやっぱり強い権限を持っていて、實際上、地元の業者さんがやるというのいろんな制約がある。実際、太陽光パネルが5年、10年すればかなり、メンテナンスもせないかぬという問題もあって、本当は地元の工務店とか電気店さんがしっかり対応できた方がいいけれども、ライセンスを取るのに何十万もやっぱり要るとか、保証料がね。そういうようなので何か、この太陽光パネルをうんと広げるという面と、それが地元の工務店や電気店さんの利益につながって、地域循環型の経済につながっていくという点での障害があるんじゃないかなと見ているんですけれども、その辺はどんなものでしょうかね。

○森永新エネルギー産業振興課長 住宅向けのソーラー、これはソーラー全般でございまして、県においては、今委員もございました導入をどんどん進めるという観点と、関連産業の振興という面で、そのパネルメーカーさんあるいは家電産業でハードの方、つける方ですね、産業はもちろんですけれども、施工会社さん、県内の施工会社さんがきちんと産業にかかわっていただくというの、大きなテーマに考えております。

ちょっと具体的にその数字といえますか、例えば今平均当たり250万ぐらい、1戸の屋

根に乗るパネルで、4. 数キロがございますが、これで仮に、昨年6,000件ぐらい設置できていますので、それを掛け合わせればかなり、150億を超えて大きな数字になります。もちろん県の補助事業と国の補助事業と両方ありますけれども、県の補助事業もその中でソーラー補助を全然やってない県と比べまして、やはり4割を超えるぐらいの貢献度がございますので、総じて言えば県内施工業者さんに大きな経済効果といいますか、そういうのが出ていると思っております。

あと、その施工のパネルメーカーと業者さんとの関係とか、あるいは県外の施工業者さんとか、一部県境沿いのところが大分入っておられるという話も、一部情報がございましたけれども、そこらの実態といいますか、それを今から調べようと思っているところでございまして、引き続き県内の製造側、施工側両面のソーラー関連産業の振興というのも図っていききたいということで考えております。以上でございます。

○松岡徹委員 やっぱり自然エネルギーという面と経済効果という面で、今課長がおっしゃったように大きなあれになっているというのは、僕はそう思うんですけども、今私が言った点もちょっと、少し問題意識を持って——かなり制約があるというわけよね。だから、もっと多くの工務店や電気店なんかがそれにかかわって、そんなに保証料が高くなくてもできるようなことが望ましいという要望も大分聞きましたのでね。

あと、この問題に関連して固定価格買い取り法がこの前できて、来年の7月から施行になるわけですね。

それで、これで例外規定で、送電容量の限界というのがあって、これが電力会社はこれを理由に、かなり抑えるというか、そういうのが言われているんですけども。今、国会でも、答弁では、その容量を変更すれば改定

できるという政府の答弁もなされているので、ほかのところは県として何か要望を上げてもらえばいいかなということを、要望しておきます。

あと2点だけ、簡単ですけども。

43ページから45ページの、いわゆる用地関係ですね。八代、有明臨海それから内陸の城南、白岩だとか、ここらあたりの残地といいますか未利用地ですね、ここをちょっと教えてもらえないかと。

それから最後に、56ページのグランメッセのコンベンション機能化というやつで、いろいろ取り組みがなされているんですけども、大体見通しは立ってきたのかなという水準です。

○渡辺企業立地課長 今、委員から県営工業団地について御質問がございました。現在、県営工業団地につきましては7団地ございまして、389.2ヘクタールの166区画でございます。そのうち残区画、売れ残っておるのが14区画、42.7ヘクタール、11%余りということになっています。残区画につきましては、今リース制度導入あるいは団地の価格を下げるといった形で、誘致促進に向けて頑張っております。例えば白岩産業団地でいけば、6区画のうち3区画がリース成功しております。そういった形で、いわゆる資産を今持たないという企業がふえている中で、そういったリース制度も活用しながら残地の利用促進に向けて頑張っていきたいと思っております。

○松岡徹委員 トータルで42ヘクタールと言ったですかね。

○渡辺企業立地課長 42.7ヘクタールです。

○松岡徹委員 この細かいやつは、また後でいただくとして、この前、私は長洲に旧トス

テム系の企業がやっているメガソーラーの視察に行ったんですよ。そのとき役場の方からもおいでなさっていて、何か名石浜の方に6ヘクタールぐらい県の用地があるのかな。あれに何か非常に関心を持っておられて、役場の正式決定ではないかもしれんけれども、長洲町としては何か、あの6ヘクタールをメガソーラーにとかいうようなお話もちよつとあったものですから、その話は具体的にはまだあってないんですか。

○渡辺企業立地課長 直接、私どもには話は来ておりません。

○森永新エネルギー産業振興課長 新エネ課でございますが、私どもの方にも今のようなお問い合わせは特にあっておりません。

○藤川隆夫委員長 あとグランメッセ絡みの話かな。くまもとブランド推進課長。

○坂本くまもとブランド推進課長 コンベンションシステムについてお尋ねなんですけれども、グランメッセについては、御承知のように展示場施設として開かれておりますが、あれを区画を分けまして、音が漏れないようなシステムを導入すれば、コンベンション施設としても十分に稼働的な形で使えるということもあります。

それで、今スピーカーが、全体に広がるスピーカーとフラットで音波を出すスピーカーとございまして、そのコンベンションシステムを活用しますと、壁を仕切ることによってよそに漏れないというような効果も生まれますので、それについて10月ぐらいに実験を既に済ませておられて、それなりの効果が出てきております。それを活用することによって、例えば医療機器などの展示場をするとともに、各種医療の学会を一緒にやるとか、そういう多目的な使い方もできるかというふう

に思いますので、そういうものについては順次取り組んでおるところでございます。

○松岡徹委員 これで僕は、グランメッセができたときの当時の知事は福島知事で、そのできたときの議会の議事録を読みましたら、福島知事がやっぱりコンベンション効果機能について触れておられるんですよ。ですから私は本当に、できればもっと早く着手すべきだったんじゃないかと思っているぐらいですけれども、今課長がおっしゃったような方向でですね。グランメッセはできるときは、御承知のように多額のお金を使って、同時に、やっぱり空港にも近いレインターにも近いし、九州のまん中のあれとしては、もっともっと有効活用を、今は指定管理者になっていきますけれども、使っていく必要があるかなと思いますので、大いに力を入れて、県の方としても検討していただければと、要望しておきます。

○藤川隆夫委員長 ほかに。はい、田代委員。

○田代国広委員 8ページの中小企業振興資金の未済について、お尋ねいたします。

この8ページの調定額は40億近くあるわけなんですけど、未済はその半分以上あるということ、昨年度の決算でも何か指摘されておるようですけれども、いささか玉虫色的な指摘かなと見たんですけれども、毎年1億6,000万円この未済がふえていっていますね。非常に大変な問題だとは思いますが、1つにはやはり中小企業の経営の厳しさがその要点だろうと思うし、もう一つは審査の過程でその見通しの甘さがなかったのかという、そういった疑問も残りますが、いずれにいたしましても、これはずっと将来的にふえ続けていくであろうと現時点では思えるんですよ。これは貸付金ですから、不納欠損され

ませんよね。どんどんふえていくというのが予想されますが、最終的にどういった形でこれは、回収できればいいんですけども、できなかった場合はずっと膨れっぱなしということになるんでしょうか。それともう一つは、いわゆる本県の財政に与える影響は全くないのかについて、お尋ねいたします。

それともう一点は、38ページの新事業創設促進費の財源ですけども、不用額が1億円以上出ておりますが、この不用額の財源はすべて一般財源と、一般会計へ繰り越される財源というふうに理解していいのかどうかと、繰り越しについては財源はその他の財源になっておりますよね、その他の財源。それで、支出済み額6億数千万、これについては恐らく国庫の補助とかの率が結構あったと思うんですけども、その財源の構成、内訳についてお知らせいただきたいというふうに思います。

もう一つは、県はこのソーラー事業に大変、日本一目指して推進しております。私も大変いいことだと思っておりますが、ただ事業向けのソーラー事業は、本県が経済対策で1億数千万かけて、この県庁にもつくったですよ。その売電料を聞いて、びっくりしたんですよ。少なくとも10年、20年あたりで投資額が回収できる売電になるかと私は思っておったんですけども、実は1億数千万かけて年間数十万円の売電にしかないというような試算を聞いてびっくりいたしましたし、したがって、費用対効果を考えると、この事業者向けのソーラー事業推進が果たして将来的に推進ができるかどうかというのは疑問を持ちましたし、そういった点で、いわゆる費用対効果、ソーラーに対する、個人の家庭は別として、特に事業向けのソーラーの推進にはそういった費用対効果の観点から、現時点では極めて厳しいような気がするんですけども、そういった点についてはどういった認識を持っておられますか。

○藤川隆夫委員長 それは、まず最初の点に関して、中小企業振興資金貸し付けの絡みの関係で、福島課長。

○福島商工振興金融課長 中小企業振興資金というのは、先ほど中小企業振興基本条例のお話もございましたけれども、中小企業がやはり成長、発展していくために使う、非常に重要な資金だと思っております。

その中で、先ほど委員からおっしゃったように、近年、これもリーマン・ショック後、21、22と2件ずつ延滞が発生してきております。これは、やはり中小企業の場合、一度経営が傾いた場合なかなか立ち直るのが厳しいということで、いろんな条件変更あたりをして資金繰り支援を行っております。にもかかわらず、立ち直りが厳しいのは、やはり景気の現状もあるのかと思っております。

先ほど委員の方から、どんどんふえていくばかりじゃないかというのがございました。先ほど御説明いたしましたけれども、昨年度の決算特別委員会の御指摘を受けまして、債権処理の取り扱い基準といいますか、具体的に言いますと、未収金対策強化に向けた取り組みということで、ある程度、債務者及び連帯保証人そういう方々の資力、そういうのを見た上で、議会の議決を経て不納欠損処理をすることができるということになりましたので、9月に1件、議会の御議決によります不納欠損処分をいたしました。ですから、延滞になっているところでも、この基準に合致するところについては、また議会の議決を得ながら処分を行っていきたいと思っております。

それと2点目に、県の財政に対する影響ということでございました。振興資金につきましても設備近代化資金につきましても、国と県費が入っております。ですから戻ってこないということは、その県費分が戻ってこない

ということになりますので、その分は県政に影響があると思います。ただ、申し上げたいのは、先ほど全体の話をしましたけれども、全体としては、今23社延滞が出ておりますけれども、500貸付先以上が償還を完了して、県内の中小企業の振興と申しますか、県内経済を支えているというのが一方でございますので、確かに延滞はありますけれども、延滞せずにやっているところは一生懸命頑張っているところは御理解いただきたいと思っております。

○藤川隆夫委員長 田代委員、あと審査の件もちょっとおっしゃっておられたような気がしますが、審査が甘過ぎるんじゃないかという話を、ちょっとされていたみたいですけれども。はい、福島課長。

○福島商工振興金融課長 当然ですけれども、事前審査の時点から御相談があった段階から、県と中小企業団体中央会のアドバイスをいたします。また中小企業基盤整備機構、こちらの事前相談事業を活用して、アドバイザーの派遣なども行っております。さらに計画内容あるいは参加組合が固まった時点で事業計画をつくっていただきますけれども、その事業計画に対しても中小企業と連携しまして診断を行っております。この事業計画の妥当性につきまして総合的に検討を行い、課題や改善が必要な事項につきましては、意見を申し上げます。改善案の提出を求め、内容を審査した上で事業認定を行っております。

貸し付けにつきましては、機構の貸付準則、県の債権保全基準等によりまして、貸付金額に照らしました貸し付け対象施設等への担保権の設定、連帯保証人の徴求など、厳正に審査をした上で貸し付けを行っております。

○藤川隆夫委員長 田代委員、よろしいです

か。あと、もう1個。

○森永新エネルギー産業振興課長 新エネ課でございます。

この38ページのソーラーパーク推進事業についてのお尋ねが数点ございましたので、お答えさせていただきます。

1点目の財源についてということでございますけれども、これは国のグリーンニューディール基金という基金がございまして、ソーラー単独の分については、これは一般財源で全部確保しているんですが、省エネタイプと併設したタイプについては6,000万円分、国のお金を使わせていただいております。残りは住宅の分それから事業所分すべて一般財源でございます。

それから2点目は、県庁内サンクガーデンと駐輪場のところに今ソーラー設備、それぞれ40キロと10キロの設備がございまして、これは直接、管財課で施行しておりますが、総額が8,463万7,000円でございます。財源といたしましては経済産業省の補助金と、それから当時ございました経済対策の交付金というのがございまして、この2つを併用する形でつくっております。

事業費がすごくかかったという話が、さっきあっておりました。ソーラー設置だけではございまして、関連する設備それから県庁の建物の新館の方に実は電源関係の制御設備がございまして、そこをつなぐためのケーブルを引いたり、必要なコスト等もございまして、トータルの設備がかなりかかったということでございます。

それから発電状況についてでございますが、22年度の1年間、363日稼働いたしまして、4万9,400キロワットアワー発電しております。大体、今相対の契約ですので、仮に試算しますと60万円ぐらいの年間の発電量になるかと思っております。

現実的には庁舎の自家消費で使っていると

ころではございますけれども、数字として御紹介させていただきます。

それから3点目。事業所のソーラーはなかなか採算が厳しいんじゃないかというお話がございました。確かに小規模のソーラーについて、経産省の補助もことしは全量買い取りの制度の切りかえということで今なくなっておりまして、昨年度まではその補助金はございました。ただ、その中でも補助金、3分の1タイプ、2分の1タイプそれぞれございますけれども、全体事業費の初期投資の圧縮には一定の効果があっているわけでございますけれども、それが一応なくなりまして、今、田代委員お話がございました全量買い取り制度が来年7月からスタートの予定でございます。

この中で、やっぱり発電をやる事業者の趣意書ですね、よく配慮した規定等も修正で入ったりとかしております、幾らの金額で何年間買い取りをやってくれるのか、そこが年明けてから第三者委員会をつくって中身を固めていくということになっております。我々も収支的に成り立つのかどうか、それに大変大きな関心を持っているところでございまして、事業としての成立、採算性というのが、当然、民間事業者の方も意識してそこは今準備をされていると思います。そこ辺について注目していきたいと思っております。以上でございます。

○藤川隆夫委員長 田代委員、今両方とも構いませんので、どうぞ。

○田代国広委員 中小企業振興資金関係ですけれども、貸付金は私は不納欠損できないと思っておったんですけれども、議決をすればいいわけですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。では、その時の資料を、9月議会で議決をやったわけでしょう、その資料を後でもらっていいですか。

○藤川隆夫委員長 では、そういう形で提出してください。

○田代国広委員 ソーラー関係になるんですけれども、来年7月に全量買い取り制度ができるそうでした、そういった問題は発電量とかそれと価格ですね、価格が安いということで採算が合わないという面が非常に強いわけですから、そういった全量買い取り、そしてそういった売電価格についても採算が合うような形に見直していただければ、この事業が非常に推進しやすいし、そしてまた代替エネルギーとして将来にわたって大きな価値と申しますか、広がると思います。したがって、県だけではできないわけでございまして、私達も国あたりに向かってしっかりと声を上げていきたいと思っております。以上です。

○守田憲史副委員長 先ほど商工振興金融課の融資条件の云々ですが、私はそんな厳しくなくていいと思います。回収はきちんとせなんですけれどもですね。よろしく願います。

○池田和貴委員 関連です。実は私も審査の方については、一方ではやはり中小企業への資金がなかなか手当てできない、またセーフティーネットをしなければいけないという逆の方での部分もあると思うんですね。余りここを厳しくし過ぎてしまうと、逆に将来伸びるべき地元の中小企業の芽を摘んでしまう部分もありはしないかという心配をしております。

先ほど、全体で約5,500社がこれを利用して、もう5,000社以上が——5,000社だったですかね。

○福島商工振興金融課長 高度化資金で貸し付けの実績は558貸付先で、そのうち506貸付

先がもう償還が終わっている。

○池田和貴委員 そういった意味では、大体その融資については一般の金融機関でもある程度の事故はあるわけで、その事故率というのは当然あるわけですね。その事故率を超えるような部分があれば、そこは1つ問題だと思えますが、この今の数字を聞いてみるとそうでもないというふうに思っておりますので、後で貸したことによって、逆に後で問題になるようなことを防ぐための厳正な審査は必要だとは思いますが、余りにもここを逆にがんじがらめにしてしまうのも、私も問題だというふうに思っておりますので、地元の中小企業振興のために、ぜひやっていただけるようお願いをいたします。

○福島商工振興金融課長 おっしゃるとおりだと思います。

これは参考までですけれども、平成22年度の信用保証協会の代位弁済率といいますか、これは2.45%になっています。先ほど、冒頭御説明いたしましたが、高度化資金の場合、元金に対する未収率が1.9%、設備資金の場合0.3%になっておりますので、こう言うては何ですけれども、一生懸命頑張っておられると思っております。

○藤川隆夫委員長 とにかく、バランス感覚を持って、締めつけず、緩め過ぎず、ぜひ中小企業が成り立っていくようにやっていただければと思います。

○高木健次委員 私も関連しますけれども、貸し付けは今の経済状況からそういう緩やかなということもわかりますけれども、未収金の対策ですね。ここに書いてあるように、債権放棄の検討を進めており、議会で先ほど議決をすれば不納欠損処理、それができ

るからということで、反対にそこにばかり走ってもらおうと、その辺の影響というのが非常に大きいと思うんですよ。議会にも責任がかかってくるし、議会の我々はその辺を指摘する、特にこの決算委員会はそういうところですから、ここに走ってもらったら、不用意に行ってもらったら困るわけですね。この辺がないように今審査をしているわけですから、特に労働課長、先ほどのその住宅の貸し付け、使用料の問題も、一般に企業に貸し付けて、そういう非常にあいまいな状況の中で、それで未収金が出ました、はい不納欠損額に上げます、これは議会の議決は済みましたということでは非常に問題が大きいんじゃないかなというふうに思っております。

いろいろこの辺について意見が出ているようですけれども、未収金の回収についてはやっぱり厳しくいかないと、それだけ皆さんが優しいあれでやって貸し付けをしたけれども、最終的には借りっぱなしで逃げていくということに必ずつながってくる。だから不用意にここに走ってもらっては困るというふうに思いますから。これは例年例年指摘をされて、私も言うまいと思っておりましたけれども、やっぱり指摘をしておかないと非常に問題があるんじゃないかと思っておりますから、例年返ってくる答えが、粘り強くやっていると、わかっているわけですから、これは部長、部長の意見と金融課長の意見があったら、ちょっとお願いします。

○中川商工観光労働部長 本当に努力しても取れない部分についても、なかなか処理ができなかったのが、今回は去年の御指摘をいただいてルールをつくっていただきました。ただごらんになるとわかると思っておりますけれども、私としてみればものすごく厳しいルールでございまして、今回議決をいただきましたけれども、先生方に御心配をかけるような案件で、議決をいただいて変なことにならない

い、きちんとしたルールでございます。金融についてはいろんな御意見、我々はその間を何とかかいくぐりながら、基本的には中小企業の方のためにということで努力させていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

○福島商工振興金融課長 先ほど部長の方も申し上げましたけれども、債権放棄の基準というのが非常に厳しゅうございます。破産、無資力、時効が完成しているとか、条件が非常に厳しゅうございますので、御懸念のように「走る」といいますか、そういうことは決してございませんので、頑張りたいと思ひます。

○高木健次委員 その辺は、やっぱりしっかりやってください。お願ひしておきます。

○城下広作委員 済みません、話をぐるぐる回してしまって。決算でなじまないと先ほど高木委員が言われたように、我々は指摘をしなければいけないという決算ですから、それはありますけれども、私は何人かの先生が言われたように、余り実績とか、いろいろデータのばかり縛られると、本当に今からもしかしたら伸びるんじゃないか、今からチャレンジして頑張ろうという企業が、逆にそれでチャンスを一切失われるということ自体は、本当に将来を見据えたときの部分として、基準がある中でやはり実績とか将来性とか、そういうものは非常に見えない形ですから、そこはしっかりと見据えるような形の審査をやるということは、ぜひ忘れないでいただいて、育てるという形の部分もこれは一面大事だなということ、改めて私は、そういう意見があるということでお願ひします。

○藤川隆夫委員長 それ以外に何かありますか。鎌田委員。

○鎌田聡委員 1点。観光課は、こちらの附属資料の7ページに観光標識整備事業が繰り越されておりまして、まだ現在の進捗状況が、先ほどのお話でいきますと0%ということで、今まだ地域振興局単位に入札をやっているということでございますけれども、100カ所の標識で若干できているかと、4カ国のやつをつくるということで若干できているかもしれないけれども、何でこんなに時間がかかっているのかというのが、やっぱりいろいろよその県の人から言われるのは、熊本県は観光標識が非常に不足しているし、見づらいいしわかりづらいという話がありますので、こういった事業についてはやっぱりスピード感を持ってやっていただきたいと思ひますけれども、何でこれだけ時間がかかっているのかということをお願ひしていただきたいと思ひます。

○宮尾観光課長 観光課でございます。

今回の5,300万というのは、約100カ所、既存のいわゆる観光標識をすべて4カ国語表記でございます。ですから一番時間がかかっているのは、その4カ国語の翻訳の部分に一番時間がかかっております。なかなか、その4カ国語を一度に翻訳できるということが非常に少のうございます。日本語だけとか英語だけとかいうのはたくさんあるんですけども、そういった意味で、当然そのネイティブチェックもそれぞれの言語でやりますので、それで今、各地域振興局単位で入札等はやっているところでございますけれども、そこに、済みませんちょっと時間がかかっていますが、必ず年度末までにはすべてでき上がるということで、今進めさせていただいております。

○鎌田聡委員 理由はわかりましたけれども、3月に新幹線が開業しまして、観光に対

して非常に力を入れている年度でありますから、できれば年内ぐらいまでに仕上げてください、特にまたいろんな観光のお客様が来られると思いますので、できるだけこういった事業はスピード感を持って、状況は翻訳に時間がかかっているというのはわかりましたけれども、スピード感を持ってやっていただくよう要望しておきます。

○藤川隆夫委員長 ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 なければ、以上で商工観光労働部の審査を終了します。

これより、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時59分開議

○藤川隆夫委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、これより健康福祉部の審査を行います。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、林田健康福祉部長。

○林田健康福祉部長 決算の概要の御説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

去る10月の15日から18日まで4日間開催いたしましたねりんピック^{ふれ愛}2011熊本につきましては、県議会を初め多くの関係団体や県民の皆様の御支援をいただきまして、無事に閉幕をすることができました。

大会では、常陸宮、同妃両殿下の御臨席を仰ぎ開催しました総合開会式を初め、スポーツ、文化の交流大会、地域文化伝承館など、多彩なイベントに多くの方々に御参加をいただき、熊本から全国に元気をお届けすることができたのではないかと考えております。こ

場をおかりし、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項などのうち、健康福祉部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は「収入未済の解消については、例年の指摘にかかわらず、取り組みが不十分である。一部体制整備を図り、法的手続に移行するなど、改善の跡も見受けられるものの、全体としては債務者個々の状況把握など債権管理が不十分であると言わざるを得ず、歳入の確保、負担の公正・公平の観点から今後さらに改善すべき問題である。取り組み方等をはじめ、各部局が縦横の連携を密にして、債権管理を徹底し徴収の強化を図るとともに、収納が見込めないものについては、所要の措置を講じること。」でございました。

収入未済の解消につきましては、平成22年度に、従来から設置している関係課で構成する収入未済金対策プロジェクトに加え、関係課長と担当班長で構成する健康福祉部収入未済金対策会議を立ち上げ、未収金発生 of 未然防止と徴収対策強化の検討を行い、特に、強制徴収公債権については、滞納処分等の法的措置など、徴収対策の強化を図ることといたしました。これを受けて、児童保護費負担金について、長年にわたり納付のなかった高額滞納者に差し押さえの実施について最終通告を行ったところ、分納に応じるなどの効果があったところです。

平成23年度においては、引き続き、児童保護費負担金について、すべての滞納者の預金等調査を行い、一部について滞納処分を実施したところであります。また、強制徴収公債権以外の案件につきましても、個々に精査し、徴収が可能と判断した案件については積極的に徴収強化に取り組むとともに、収納が見込めないものについて所要の措置を講じる

こととしております。

2点目は「不適正経理の再発防止策については、職員の意識改革・資質向上への取組、物品調達・物品管理システムの構築など、4つの柱で25項目の取り組みがなされており、評価するが、所属における取り組みに温度差が生じないよう、職員の法令遵守や会計・物品管理事務の研修など再発防止策の実効性の確保にさらに努めること。

なお、支払い漏れや支払い遅延など事務処理の誤りについては、職員への事務研修と併せ、担当者に任せきりにするのではなく管理監督者による組織的なチェック体制の強化を図ること。」でございました。

職員の法令遵守や会計・物品管理事務の研修につきましては、課題研修の必須課題となっているところでありますが、当該研修に加えて、各課において、実情に合わせた研修を実施するなど、再発防止策の実効性の確保に努めております。

支払い漏れなどの確認については、平成22年度予算において、出納閉鎖の前に部内各課にチェックの指示を行い、当該チェック結果を筆頭課へ書類で提出させるなど、二重チェックの徹底を図ったところです。

また、平成23年度においては、支払い漏れなどの事務処理の誤りの防止を目的に、管理監督者が容易にチェックできるよう、チェック表を導入し、組織的なチェック体制を強化したところであります。

3点目は「特定疾患、いわゆる難病対策については、患者医療費負担の軽減等、県が実施する特定疾患治療研究事業に対する国の補助金が確保されず、県の超過負担が生じている。超過負担の解消に向け、引き続き国に働きかけること。」でございました。

超過負担の軽減につきましては、毎年全国衛生部長会議の要望項目に上がっており、機会をとらえて、各都道府県と連携し、国に対して継続した働きかけを行ってまいります。

なお、厚生労働省においては、副大臣を座長とする新たな難治性疾患の在り方検討チームが設置され、医療費助成のあり方の中で、都道府県の超過負担の解消、難病医療費助成の法制化なども論点として挙げられております。

続きまして、健康福祉部の平成22年度決算概要について御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。一般会計、母子寡婦福祉資金特別会計を合わせまして、収入済み額は365億8,000万円余で、調定額に対する収入率は99.6%となっております。

不納欠損額は769万円余で、内容は、児童保護費負担金等でございます。

また、収入未済額は1億4,400万円余で、主なものとしましては、児童保護費負担金5,221万円余、母子寡婦福祉資金貸付金の償還金3,824万円余でございます。

次に、歳出でございます。予算額1,353億8,100万円余に対しまして、支出済み額は1,299億8,700万円余となっております。

翌年度への繰越額は25億5,200万円余で、老人福祉施設整備事業等に関するものでございます。

また、不用額は28億4,000万円余で、主な内容につきましては、扶助費や補助金などの執行残でございます。

以上、決算の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 引き続き各課長の説明をお願いします。

結構ボリュームがありますので、できる限り簡潔に、わかりやすく説明をお願いしたいと思います。

それでは、吉田健康福祉政策課長。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課の吉田でございます。失礼して着座のまま説明させていただきます。

まず、今年度の定期監査結果の公表事項でございますが、健康福祉政策課では、委託事業に係る事務処理について指摘を受けております。

指摘内容につきましては、やさしいまちづくりの普及を図るための冊子であるおもてなし手帖等の製作業務に係る委託契約につきまして、業者から契約期間満了日であります23年の3月22日までの納品が困難である旨の連絡を受けていたにもかかわらず、契約期間の延長等の手続を行わないまま、契約期間満了後に一部の成果品を受け取り、その後に契約解除手続を行ったというものでございます。

これは契約金額45万8,000円余の印刷委託契約でありましたが、対応としまして、年度内に納品されました全体の6割に相当する分の出来高を支払うとともに、契約金額の1割の違約金を徴収し、契約解除を行いました。

今後は、契約期間内に業務が完了しないことがわかった場合には、契約期間内に期間延長の変更契約または契約解除等の手続を適切に行ってまいります。

次に、平成22年度の決算の説明をさせていただきます。

お手元の説明資料をお願いいたします。2ページでございます。

まず、歳入についてでございますが、2ページ冒頭、一番上の左の欄に記載しておりますが、使用料及び手数料、それから3ページ冒頭の国庫支出金、4ページ冒頭の財産収入及び5ページ冒頭の繰入金につきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

なお、5ページ中ほどの繰入金のうちの社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金繰入金については、予算現額と収入済み額との比較で4億1,262万円余のマイナスとなっております。

これは、入札に伴う基金活用事業の実績の減と一部を翌年度に繰り越すこととなったための基金繰入金の減であり、繰越分につきましては翌年度に基金から取り崩すこととしておりますので、翌年度収入として計上されることとなります。

続きまして、5ページ中ほどの諸収入でございます。不納欠損額はございませんが、収入未済額が24万円ほど生じております。その内容につきましては、1ページ飛びまして、7ページの雑入のところをごらんいただきたいと思っております。備考欄の収入未済額の状況のところに記載いたしております。これは、平成16年度に実施しました人口動態データ集計システムの仕様変更業務委託におきまして、委託業者の契約不履行により契約を解除し、契約違約金を請求したものでございます。その後、会社は事実上倒産しており、代表者とも連絡がとれない状況であります。今後も引き続き代表者の所在確認に努めてまいります。

次に、8ページからの歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

8ページ下段、民生費の中の社会福祉総務費でございますが、支出済み額として8億4,717万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載しておりますが、民生委員の活動にかかわる経費、地域の縁がわづくり推進事業、地域ふれあいホーム整備推進事業、9ページになりますが、5行目の県総合福祉センター管理費、下の方になりますが、福祉・介護人材緊急確保事業や社会福祉施設等耐震化等特別対策事業などがございます。

なお、8ページに記載しておりますが、不用額4,408万円余につきましては、民生委員の活動費の執行残や社会福祉施設等の耐震化整備を図る社会福祉施設等耐震化等特別対策事業の入札に伴う執行残などがございます。

次に、10ページをごらんください。

10ページ下段の衛生費の中の公衆衛生総務費でございますが、支出済み額として7,515万円となっております。なお、不用額490万円余は、人件費や保健統計調査に係る事務費の執行残などでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

保健環境科学研究所費でございますが、宇土市にあります同研究所の運営費で、支出済み額は3億829万円余となっております。不用額1,152万円余につきましては、人件費及び庁舎管理の委託に係る入札の執行残でございます。

次の保健所費でございますが、支出済み額として18億2,579万円余となっております。

主な事業は、県内10カ所の保健所の運営に係る経費でございます。不用額3,913万円余は、人件費及び庁舎管理の委託に係る入札の執行残などでございます。

次に、公債費でございますが、支出済み額として2,955万円余となっております。これは災害援護資金貸付金の国への償還金でございます。

最後に、別冊となっております附属資料をお願いいたします。

附属資料の1ページをお願いいたします。

繰り越しについてでございますが、平成22年度の追加経済対策として2月議会で補正予算として御承認いただきました保健環境科学研究所の検査機器の整備費用でございます。これにつきましては、平成23年7月末、既に整備が完了しております。

健康福祉政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、今年度の定期監査の結果でございますが、公表事項はございませんでした。

説明資料12ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、上から4段目の食品衛

生関係手数料でございますが、収入済み額7,687万円余で、予算に対し1,083万円余の減となっております。これは、飲食店の営業更新の申請件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

最下段の乳肉衛生関係手数料でございますが、収入済み額が8,059万円余で、221万円余の増となっておりますが、これは屠畜検査件数が見込みを上回ったことによるものでございます。

13ページをお願いいたします。

1段目の食鳥関係手数料でございますが、収入済み額は5,774万円余で、136万円の増となっておりますが、これは食鳥検査数が見込みを上回ったことによるものでございます。

14ページをお願いいたします。

最下段の感染症予防対策費補助でございますが、収入済み額が2億5,759万円余で、3,585万円余の減となっておりますが、これは、新型インフルエンザワクチン接種事業のうち市町村が行う低所得者助成に対する補助事業について、市町村からの申請が見込みを下回ったことによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

1段目の肝炎対策費補助でございますが、収入済み額が2億4,593万円余で、4,420万円余の増となっております。これは、肝炎治療の医療費助成及び医療機関での無料肝炎検査等に対する補助金について、国からの交付額が実績額を上回ったものであり、今年度中に国庫へ精算返納する仕組みとなっております。

16ページをお願いいたします。

上から2段目のワクチン接種緊急促進基金繰入金でございますが、収入済み額が1億9,195万円余で、1億3,374万円余の減となっております。これは、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種にかかわる市町村への補助事業に充てるため、平成22年度に造成した熊本県ワクチン接種緊急促進基金から繰り入れるもので、ワ

クチンの供給不足やワクチン接種一時見合わせ等により接種率が伸びず、市町村からの補助申請が見込みを下回ったことによるものです。

なお、歳入について、不納欠損額、収入未済額は、いずれもございません。

18ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

主なものは、下から2段目の公衆衛生総務費でございますが、3,147万円の不用額が生じておりますが、これは主に、肝炎対策事業のうち、肝炎治療の医療費助成の申請件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

19ページをお願いいたします。

1段目の予防費でございますが、主な事業としては、新型インフルエンザ対策費、新型インフルエンザワクチン接種負担軽減事業、熊本県ワクチン接種緊急促進事業等で2億1,160万円余の不用額が生じておりますが、これは主に、新型インフルエンザや子宮頸がん等のワクチン接種にかかわる市町村からの補助申請が見込みを下回ったことによるものでございます。

下段の食品衛生指導費でございますが、1,667万円余の不用額が生じておりますが、これは主に、BSE検査に伴う検査器具、消耗品の購入実績の減や時間外勤務手当等の執行残によるものでございます。

20ページをお願いいたします。

上段の環境整備費の不用額は、主に、動物愛護管理対策のうち、各地域の動物愛護推進員の委嘱が予定人員を下回ったことに伴う報償費や活動経費の執行残、下段の保健所費の不用額は、保健所の結核診療費の執行残等によるものでございます。

続きまして、附属資料の2ページをお願いいたします。

繰越事業でございます。

対米輸出食肉認定要件の一つでございます

サルモネラ菌検査を実施するため、食肉衛生検査所に必要な施設設備を増設するもので、昨年度中の事業完了が困難であったため、1,800万円余を今年度に繰り越したものでございます。現在年度内の完成に向け建設を進めているところであり、来年2月までには竣工する予定でございます。

健康危機管理課関係は以上でございます。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

初めに、今年度の定期監査における公表事項でございますが、介護施設等スプリンクラー整備特別対策事業補助金におきまして、交付決定前に竣工確認検査が実施されているものが複数あったことに伴い、補助金交付規則等に従い、適正に交付事務を行うよう御指摘をいただきました。

その原因は、補助事業者が多いことから、事務作業の軽減のため、一括して交付決定を行うことを優先してしまった結果、早期に交付申請書を提出した事業者のうち、事業規模が小さいところは短期間で事業が完了したため、交付決定前に竣工確認検査を行うこととなったものでございます。今後は、一括ではなく、案件ごとに交付決定を行うこととし、補助金の交付規則、要綱等に基づいて、組織として適正な事務処理を行ってまいります。

次に、高齢者支援課の決算につきまして御説明をさせていただきます。

まず、歳入についてでございますが、説明資料の21ページをお願いいたします。

21ページの使用料及び手数料と22ページの国庫支出金でございますが、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

次に、23ページをお願いいたします。

上段の財産収入、下段の繰入金でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

なお、繰入金の基金繰入金につきまして、

予算現額に対します収入済み額との差が、介護職員処遇改善関係で1億円余、介護基盤緊急整備で6億1,000万円余の差がございます。これは、国の経済危機対策に伴い平成21年度創設されました介護職員処遇改善交付金及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を活用した基金事業におきまして、所要見込み額を実績額が下回ったことによるものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

上段の繰越金、中段以下の諸収入でございますが、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

次に、25ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、民生費の老人福祉費についてでございます。

主な事業といたしまして、備考欄、事業の概要の黒ポツ2番目、軽費老人ホームの設置者が利用者からの利用料を減免した場合、その減免した経費に対して補助金を交付します軽費老人ホーム事務費補助事業、それから、26ページをお願いいたしますが、同じく備考欄黒ポツの3番目でございます。介護職員の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要にこたえるため、介護職員の賃金の確実な引き上げなど、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して助成を行います介護職員処遇改善交付金事業、それから、黒ポツの5番目でございますが、開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、その開設準備経費に対して助成を行います施設開設準備経費助成特別対策事業など、国の経済危機対策に伴う事業でございます。

また、老人福祉費の項目の黒ポツ一番下でございますが、介護施設で働きながら資格を取ることを可能とすることで資格取得を目指す離職失業者等の雇用の促進、推進を図る

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業などの国の緊急雇用対策に伴う事業でございます。

25ページの中ほどに不用額の欄ございます。ごらんをいただければと思います。老人福祉費で1億8,600万円余の不用額が生じておりますが、これは、先ほど申し上げました施設開設準備経費助成特別対策事業において、施設の開設がおくれたこと等により、事業実施が所要見込みを下回ったことによるもの、それから、介護職員処遇改善交付金事業において、事業所からの申請が見込みを下回ったことによるものが主な理由でございます。

また、1億6,300万円余の繰り越しが生じておりますが、こちらにつきましては、後ほど別冊附属資料で御説明をさせていただきます。

再度、26ページをお願いいたします。

下段の老人福祉施設費についてでございます。地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型介護老人福祉施設などの小規模福祉施設の基盤整備の促進や、消防法施行令の改正に伴いスプリンクラーの設置が義務づけられた施設の支援など、高齢者及び社会福祉施設の安心、安全を確保するために介護基盤等を緊急に整備します介護基盤緊急整備等事業や広域型特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備に対しまして、くまもと・健やか・長寿プラン及び経済危機対策に伴います介護基盤の緊急整備計画に基づき、助成を行うものでございます。

また、10億2,700万円余の繰り越しが生じておりますが、先ほどの老人福祉費とあわせて、別冊の附属資料で御説明をさせていただきます。

それでは、附属資料の3ページをお願いいたします。

まず、3ページから4ページにかけての施設開設準備経費助成特別対策事業につきまし

て、計11件、1億6,300万円余の繰り越しを行っております。これは、後ほど御説明します施設整備が、当初計画がおくれたことにより、施設の開設についても同様におくれが生じ、開設前の準備経費を助成しますこの事業についても繰り越しを行ったものでございます。

次に、4ページ最下段から5ページ2段目までの老人福祉施設整備等事業につきまして計3件、2億4,700万円の繰り越しを行っております。これは、設計変更に伴う建築確認や独立行政法人福祉医療機構への借り入れの手続に不測の日数を要したこと等によるものでございます。

続きまして、5ページ3段目から7ページ2段目までの介護基盤緊急整備等事業のうち小規模多機能型居宅介護事業所等の整備につきまして、計10件、7億400万円余の繰り越しを行っております。これは、建築確認等に時間を要し、当初の計画におくれが生じたこと等によるものでございます。

最後に、同じく介護基盤緊急整備等事業のうち、7ページ3段目から、4施設の sprinkler の整備につきまして、計4件、7,600万円余の繰り越しを行っております。これは、sprinkler 設置に伴います管轄消防署との設置方法等の協議に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

なお、資料中に、現在の進捗状況を記載しておりますが、これは本年9月1日現在の状況でございます。各事業におきまして、4月以降、順次竣工しており、sprinkler 整備につきましてはすべて竣工済み、その他の事業につきましても今月中にはすべて竣工し開設する予定となっております。

高齢者支援課は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課の大村でございます

当課の決算について御説明させていただきます。失礼して着座にて説明させていただきます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、次のページでございますが、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

なお、大変申しわけございませんが、27ページ、一番下の段の財産収入の備考欄の記載に記載の誤りがございました。備考欄に、介護保険財政安定化基金への償還金とございますが、正しくは、介護保険財政安定化基金の運用利息でございます。まことに恐縮ですがおわびの上、訂正させていただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

次に、歳出について御説明いたします。

29ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

民生費の老人福祉費でございますが、主な事業といたしましては、備考欄の事業の概要の上から6番目に書いておりますが、介護保険給付に係る県の法定負担金を市町村へ交付します介護給付費県負担金交付事業、また、その2つ下に書いておりますが、市町村が行う介護予防や生活支援施策に対して交付金を交付します地域支援事業交付金交付事業、次の30ページに移りまして、上から2番目に書いております認知症に係る医療体制、介護と医療の連携、相談体制の充実強化を推進します認知症診療、相談体制強化事業等でございます。

29ページにお戻りいただきまして、老人福祉費で4,773万円余の不用額が生じておりますが、これは、先ほど御説明いたしました地域支援事業交付金交付事業において、市町村の事業実施実績が見込み額を下回ったことによる1,669万円余が主なものでございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします

ます。

○田端社会福祉課長 社会福祉課でございます。

平成22年度の決算について御説明を申し上げます。

説明資料の31ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、使用料及び手数料につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、32ページから34ページ冒頭にかけての国庫支出金、財産収入及び繰入金につきましても、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

34ページ、2段目からの諸収入でございますが、2,817万円余の収入未済額がございます。これにつきましては、生活保護費返還徴収金と年度後返納に係るものでございます。

この部分につきましては、後ほど附属資料にて詳しく御説明をさせていただきます。

次に、35ページからの歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

35ページの2段目からの民生費について、社会福祉総務費及び遺家族等援護費のところ、それぞれ不用額がございますが、人件費及び各事業の執行残でございます。

続く36ページの生活保護費でございますが、生活保護総務費は、本庁及び各福祉事務所職員の人件費及び活動費で、支出済み額として11億7,173万円余となっております。不用額4,629万円余は、人件費の執行残や緊急雇用創出基金市町村補助金、住まい対策分の市町村からの申請額が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

下段の扶助費でございますが、支出済み額として29億7,543万円余となっております。これは生活保護世帯に対する扶助費でございます。なお、不用額1億6,621万円余は、所要額が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、附属資料に基づいて説明をさせていただきます。

附属資料の8ページをお開きいただきたいと思っております。

繰越事業について御説明をいたします。

セーフティーネット支援対策事業につきまして、1,798万円の事故繰越となっております。これは、平成22年度末までに導入予定となっております生活保護受給者のレセプト点検用のシステム機器類の製造工場が東日本大震災による被害を受け、平成22年度中の納入が困難となったことによるもので、これにつきましては、本年5月に導入が完了しております。

続きまして、附属資料の15ページをお願いいたします。

収入未済の状況について御説明をいたします。

15ページの1、平成22年度歳入決算の状況につきましては、先ほど説明資料において御説明したとおりでございますが、生活保護費返還徴収金と年度後返納に係るもので、合わせて2,817万円余の収入未済が生じております。

生活保護費返還徴収金につきましては、緊急やむを得ない場合に、被保護者に資力があるにもかかわらず保護費を受給したり、あるいは就労等に伴う収入申告を行わず保護費を受給した場合などに、法に基づき返還させるもので、債務者が生活保護受給中や生活困難にあることなどから返還が滞っているものでございます。

また、年度後返納につきましては、過払い金が発生した場合にこれを返納させるものでこちらも同じく、債務者が生活保護受給中や生活困難にあることなどから、返還が滞っているものでございます。

その収入未済額の過去3年間の推移を示したものが2番目の表になりますが、合計のところを見ていただきますと年々右肩上がりに

増加傾向を示しており、特に平成22年度におきましては、前年度に比べて1,094万円余の増加となっております。これにつきましては平成22年度に1件当たり400万円を超える高額案件が2件発生したことが主な原因となっております。また、事案といたしましては、交通事故損害金収入の一括返済がなされなかったものと、それから生命保険の入院給付金の収入の未申告に係るものでございます。

また、収入未済案件の個別の状況を3番目にお示しをいたしております。分割納付中は毎月ないし隔月の定期的な分割納付が継続しているケースでございます。件数的には約6割がこれに該当いたしております。生活困窮は、現在は生活保護を受給していないものの、福祉事務所における調査等により、納付がなされていないことの主な原因が生活困窮にあると判断されているケースでございます。それから、非協力的につきましては、福祉事務所職員との面談を避ける、あるいは粗暴な言動が常態化しているようなケース、それから債務の否認は、債務そのものを認めていないケースでございます。その他につきましては、刑務所に収監中のため徴収を見合わせているケースや、本人が死亡し、相続人からの徴収が困難なため、徴収停止の決定を行ったものなどが含まれております。

これらの未収金につきまして、平成22年度中に特に本庁として実施をいたしました対策について、16ページに記載をいたしております。

本庁におきましては、各福祉事務所から収入未済金に関するヒアリングを行い、債権発生未然防止や発生後の迅速な対応について指導を行っております。また、あわせて四半期ごとに各事務所から徴収実績等を報告させるなどして、未収金の早期回収に向けた取り組みを行っているところでございます。

各福祉事務所においては、未収金徴収計画を作成するとともに、個別案件ごとに管理簿

を作成いたしまして、債権管理を行い、計画的に分割納付をさせるなど、徴収に努めているところでございます。

こうした取り組みによりまして、平成22年度末時点における収入未済の52件につきまして、現在までに4件が完納をいたしております。さらに、7件が年度内に完納予定というふうになっております。また、22件が分割納付を行っております。また、年度内に不納欠損処理を予定しております2件を合わせますと、全体の7割に当たります35件につきまして、収入未済の解消及び縮減の方向に動いている状況でございます。残る17件につきましても引き続き債務者との納付交渉、現況把握を行い、収入未済の縮減に努めてまいり所存でございます。

最後に、附属資料の31ページをごらんいただきたいと思っております。

不納欠損の状況についてでございます。

年度後返納に係ります不納欠損が1件、10万6,000円となっております。これは生活保護費の過払い金が生じたケースでございます。債務者が県内外への転居を繰り返し、一時行方不明となるなど接触困難となり、時効中断の措置がとれずに債権が時効で消滅したため、不納欠損を行ったものでございます。

社会福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中園子ども未来課長 子ども未来課の中園でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

それでは、資料の37ページをお願いいたします。

まず、歳入関係でございます。

上の段の使用料及び手数料、それから下の段の国庫支出金につきまして、不納欠損、収入未済はございません。

下から2つ目にあります児童福祉施設整備

費補助につきまして、予算現額と収入済み額との比較で1,078万円余が減額となっております。これは、放課後児童クラブ施設整備事業での一部繰り越しに伴いまして、国庫補助金が減額となったものでございます。

続いて、38ページをお願いいたします。

一番上の段の特別保育事業費補助につきまして、予算現額と収入済み額との比較で1,163万円余が減額となっております。これは延長保育や病児・病後児保育などの関係でございますが、市町村の所要額が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、下から2段目の財産収入と下の段の繰入金につきましても、不納欠損、収入未済はございません。なお、繰入金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で1億1,400万円余の減額となっております。これらの保育所等緊急整備事業などの安心こども基金を活用した事業の所要額が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、39ページの繰越金と諸収入につきましても、不納欠損、収入未済はございません。

続いて、40ページをお願いいたします。ここからは歳出関係でございます。

まず、一番下の段の児童福祉総務費につきまして、不用額2,776万円余が生じております。これは、備考欄にありますように、熊本県地域子育て応援事業などにおける実績額が見込みより少なかったことによるものでございます。なお、翌年度繰越額2,142万円余につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

41ページをお願いします。

まず、児童措置費でございますが、不用額91万円が生じております。これは、市町村に対する保育所運営費の負担金が見込みより少なかったことによるものでございます。

下の段の児童福祉施設費でございますが、不用額6,285万円余が生じております。これ

は、保育所等緊急整備事業や特別保育総合推進事業などにおける実績額が見込みより少なかったことによるものでございます。なお、翌年度繰越額5,017万円余につきましても、別冊の附属資料で御説明いたします。

それでは、恐れ入りますが、別冊の附属資料の9ページをお願いいたします。

9ページで繰越事業について御説明申し上げます。

まず、放課後児童クラブ施設整備事業におきまして、資料にあります2カ所について、どちらも用地取得に時間がかかり、工事がおくれ、繰り越したものでございます。また、一番下の保育所等緊急整備事業におきましては、1カ所について、建築確認の審査で設計見直しが必要になり、工事着工がおくれて繰り越しをいたしております。繰越額の合計は7,160万円余となっております。なお、いずれも工事は完了してございます。

子ども未来課は以上です。よろしく願いいたします。

○福島子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課の福島でございます。

まず、定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

それでは、22年度決算について、説明資料の42ページをお願いいたします。

まず、最上段の分担金及び負担金の児童保護費負担金でございますが、これは、児童養護施設等への入所措置に伴い、保護者から徴収するものでございます。収入未済額や不納欠損処分がございますので、後ほど別冊の附属資料で御説明させていただきます。

次の使用料及び手数料、国庫支出金、43ページの財産収入につきましては、不納欠損収入未済はございません。なお、42ページ、下から2段目の国庫支出金の児童措置費負担金に予算現額と収入済み額との差額が1,418万円余でございますが、これは、児童養護施設等

への入所措置児童数が見込みより少なかったことに伴うものでございます。

43ページ、一番下の諸収入の児童福祉施設等運営受託事業収入でございますが、予算現額と収入済み額との差額が1,619万円余ございます。これは、熊本市からの児童自立支援施設等への措置受託児童数が見込みより少なかったことに伴うものです。

44ページをお願いいたします。

一番下の過年度収入は、ひとり親家庭に支給します児童扶養手当の過年度分の返納金でございますが、収入未済額がございますので、後ほど説明させていただきます。

45ページから歳出でございます。

主なものを御説明いたします。

まず、一番下の児童措置費でございますが、不用額4,111万円余は、児童養護施設等への措置費の支弁が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

46ページをお願いいたします。

母子福祉費でございますが、不用額7,915万円余ございますが、これは、ひとり親家庭支援事業におきまして、国庫支出金の増に伴い、市町村への県の負担金の支出が見込みより少なく済んだことや、ひとり親家庭等在宅就業推進事業の執行残等でございます。

次に、47ページの児童福祉施設費でございますが、不用額6,773万円余は、児童福祉施設耐震化等特別対策事業、具体的には、児童養護施設2カ所の改築に対します補助金ですが、実績額が見込みより少なかったことなどによるものでございます。なお、翌年度への繰り越しがっておりますので、後ほど説明させていただきます。

48ページをお願いいたします。

母子寡婦福祉資金特別会計でございます。

中段に貸付金元利収入がありますが、それと、一番下、過年度収入、年度後返納、いずれも貸付金の元利収入に伴うものでございますが、収入未済額がございますので、これに

つきましても後ほど説明させていただきます。

49ページは、母子寡婦福祉資金の県債の分でございます。

あと、50ページが歳出で、貸付金の額でございます。

それでは、附属資料に移らせていただきます。

まず、10ページをお願いいたします。

児童福祉施設耐震化等特別対策事業におきまして、まず、上段の湯出光明童園につきましましては、現在地での建てかえに伴いまして、仮施設への児童の移転が必要になりましたが、行事等によりおくれまして、園舎の解体作業及び工事着工がおくれ、繰り越しましたが、既に5月に工事を完了いたしております。

下段のみどり園につきましましては、設計の段階で、できるだけ家庭的な環境で療育できるよう設計を見直したことで、詳細設計の着手が大幅におくれ、繰り越しましたが、今月の中旬に工事が完了する予定となっております。

次に、17ページをお願いいたします。

まず、収入未済のうち、児童保護費負担金でございます。この負担金は、児童福祉法に基づきまして、児童養護施設や乳児園へ児童が入所したり、里親に児童を委託した場合に要する費用の一部を、保護者から所得に応じ徴収するものでございますが、全体的に低所得世帯が多いため、収入未済額が4,527万円余に上っております。

次に、2の未済額の推移でございますが、ここ数年大幅な増加傾向にございましたが、平成22年度につきましましては、前年度比0.5%増、額として約22万円の増となっております。これは、昨年4月の熊本市児童相談所設置に伴いまして、熊本市内の児童が熊本市で対応することになり、現年度分の調定額自体が減少したこともありますが、収納率につき

まして、過年度分、現年度分、いずれも伸びた結果と考えております。また、過年度分の収入済み額自体も、ここ5年間では最高となっております。

3の収入未済額の状況でございますが、債務者数は271名となっております。ちなみにこのうち約半数が住民税の非課税世帯でございます。内訳としては、主なものは、分割納付中が122名で全体の45%、生活困窮が114名で全体の42%となっております。

18ページをお願いいたします。

平成22年度の未収金対策でございます。

福祉総合相談所に徴収専門員を1名配置しまして、児童相談を担当します児童福祉司と連携の上、電話、文書、訪問等による催告を徹底するとともに、特に徴収専門員につきましては、夜間、早朝、休日を中心に催告を実施しました。また、徴収強化月間を年3回設定しまして取り組みに努めるとともに、未収金発生未然防止対策としまして、入所措置時に児童保護費負担金の制度、趣旨を丁寧に保護者に説明するとともに、口座振替の勧奨等も行っております。また、昨年度、滞納処分を実施するとの方針を決定しましたが、特に、納付催告を行っても分納にも一向に応じないなど悪質な高額滞納者5名に対しまして、預貯金調査を実施した上で、差し押さえの実施について通告を行いましたところ、5件すべてにおいて一部納付に結びつくなどの成果を上げております。

なお、今年度につきましては、収税経験のある専任職員1名を増員配置しまして体制強化を図り、滞納処分についても実施をいたしております。具体的には、すべての債務者につきまして、県内主要金融機関を対象に、預金調査を実施しまして、そのうち悪質な債務者から順次最終差し押さえ通告書を送付しまして、その上でも納付もしくは分納計画書の提出に応じないという場合に滞納処分を行うこととしておりまして、これまで3件、額に

して71万余の差し押さえを実施しております。今後とも、個別に催告を行うとともに、納付もしくは分納計画書の提出に応じない債務者に対しましては処分等を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、19ページですが、ひとり親家庭に支給されます児童扶養手当返納金の収入未済でございます。これは、婚姻や年金受給などによりまして児童扶養手当を受ける資格を喪失したにもかかわらず、引き続き受給していたことにより生じた返納金に関するものでございます。収入未済額は2,128万円余となっております。なお、県は町村分のみ所管をいたしております。

次に、2の収入未済額の推移ですが、ここ数年上昇傾向にありましたが、昨年度は4年ぶりに前年度を下回っております。これは、受給資格喪失のケースを速やかに見つけ、返納金の額をできる限り少なく抑えるよう努めるとともに、発生しました返納金についても早期徴収に努めた成果であると考えております。

次に、3の収入未済額の状況ですが、債務者は78名となっております。その内訳ですが、最も多いのが分割納付中で44名となっており、6割近くの方は、何とか分割による納付を続けていただいております。その一方で、再婚したけれども、なかなか返納金のことを夫に言えないので払えないとかいう、そういう非協力的なケースもあるところでございます。

次、4の未収金対策ですが、徴収促進方策としまして、当課に1名嘱託職員を配置しております。債権管理回収員として、地域振興局と連携をとりながら、電話や文書、自宅訪問等による催告を繰り返し行うことで、納付に結びつけるよう努めております。

また、この収入未済を減らすには、少しでも早く支給停止の理由となる婚姻等の事実を把握することが大きなかぎとなりますので、

未然防止対策としましては、申請を受け付け、審査を行います町村の体制強化が何より必要でございます。そこで、町村に対しまして、税務課、住民課、あるいは民生委員さん方との連携によりまして、受給者の情報や生活実態を把握するよう、職員研修や事務指導監査などを通して、助言、指導を行っているところでございます。

次、20ページをお願いします。

母子家庭等に対しまして、学校等の入学金や授業料、生活資金などを貸し付ける母子寡婦福祉資金貸付金の償還金に関するものでございます。収入未済額は3,739万余でございます。

下段の年度後返納は、例えば、学校を中退しているにもかかわらず授業料に充てる修学資金を借り続け、後になってそれが発覚したけれども、返済しないようなものでございまして、こちら85万余となっております。

次に、2の収入未済額の推移ですが、増加傾向にございまして、22年度は21年度より249万円余増加をしております。これには、債務者の収入が低下していくことによる償還の滞りに加えまして、近年、貸付額自体の増加が影響しているものと考えております。以前は、貸付額、年間大体8,000万円台で推移しておりましたが、20年度から増加が顕著になりまして、昨年度は約1億2,000万円の貸し付けを行っております。なお、未収金は増加しておりますが、現年の分の収納率を見ますと、昨年度も90%は超えておりまして、現年度分に関しては、ほとんどの債務者の方がきちんと償還していただいているところでございます。

次に、3の収入未済額の状況でございますが、生活困窮や所在不明のケースもありますが、大半は、7割以上の方は分割納付となっております。

21ページの未収金対策でございますが、地域振興局に配置しております嘱託の女性福祉

相談員を中心に、さらには地域に根づいて徴収活動を行っていただいております償還協力員との連携のもと、少しでも償還してもらうよう取り組んでおります。

借入人の自宅にとどまらず、連帯保証人や親族などにも訪問範囲を拡大して償還を働きかけております。また、地域振興局に対しましてヒアリングを実施し、滞納ケースの現在の状況、徴収計画の確認等を行いまして、より効果的な償還指導の検討を重ねるとともに、先ほど申し上げましたように、貸付金自体が近年ふえておりますので、貸し付けの際には真に貸し付けが必要なものか、貸付額は妥当か、将来の償還計画に無理はないかなどの観点から、しっかり検討を行い、適正な規模で貸し付けを行うよう留意いたしております。

次に、32ページをお願いいたします。

不納欠損についてでございますが、先ほど御説明しました児童保護費負担金につきまして、債務者の経済的理由や所在不明等により、時効中断の措置等とれず、債権が消滅した960件、92名分の420万円余を不納欠損処分といたしております。

最後に、35ページをお願いいたします。

県有財産処分についてでございますが、県立清水が丘学園の飛び地545平方メートルを299万円で個人の方に売却処分をしております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

初めに、9月5日に実施されました随時監査におきまして指摘事項が3件ございましたので、御報告させていただきます。

指摘内容は、監査公表事項の(3)の物品購入事務におきまして、①のところですが、パソコンのネットワークのハブの購入に

際して、購入伺いがなされないまま物品を発注、納品している事案が1件でございます。

また、②のところですが、単価契約されたゴム印の購入において、平成20年度に納品がなされておりましたけれども、21年度に購入がなされたものとして事務手続を行ったものが1件。

さらに、(4)の旅費ですが、外部講師に対する旅費について、所属払いとなっていたにもかかわらず所属の方でその手続を失念しまして、年度内に未払いとなった事案が1件でございます。

今回の指摘を受けまして、直ちに職場内研修を実施し、改めて適正処理の徹底を指示いたしました。あわせて、不適正経理の未然防止として、組織内でのチェック体制の強化を図ったところでございます。今後なお一層の会計事務の適正処理に努めてまいります。

それでは、旧障がい者支援総室における平成22年度の決算について御説明いたします。

お手元の説明資料の51ページをお願いいたします。

まず、歳入についてです。

分担金及び負担金につきましては、最上段ですが、不納欠損額が総額で335万円余、収入未済額が総額で747万円余でございます。後ほど別冊資料で御説明いたします。

次に、52ページをお願いいたします。

中ほどの使用料及び手数料でございますが、34万円余の収入未済額がございます。こちらにつきましても、後ほど改めて御説明いたします。

それから、53ページの中ほどの手数料の下段から57ページ上段にかけて国庫支出金でございます。それから、57ページ中段の財産収入、さらには58ページ中ほどの繰入金、そして59ページ上段の繰越金まで、不納欠損及び未収金はございません。

続きまして、59ページでございますが、諸収入におきまして30万円余の未収金がございます。

こちらにつきましても、後ほど御説明をさせていただきます。

それでは、歳出につきまして、主なものについて御説明いたします。

61ページをお願いいたします。

まず、61ページの下段の障害者福祉費についてです。

不用額が2億6,250万円余生じております。主な理由としましては、重度心身障がい者医療費助成事業及び精神通院医療費において、利用実績が所要見込み額を下回ったことによるものでございます。

また、翌年度繰越額が8億9,067万円余生じております。この繰り越しにつきましても、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、63ページをごらんください。

下段の児童措置費でございますが、1,678万円余の不用額を生じております。これは、障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業及び心身障害者扶養共済事業において、措置児童及び年金支給者の実績が所要見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、64ページをお願いいたします。

児童福祉施設費でございますが、6,890万円余の不用額が生じております。これは主にこども総合療育センター管理運営費において、措置入園児が見込みを下回り、扶助費が見込みより少なかったこと及び職員給におきまして特殊勤務手当等が減少したことによるものでございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。

下段、精神保健費でございますが、7,697万円余の不用額が生じております。これは、精神保健医療費における措置入院患者数が当初の見込み数を20人近く下回ったこと等によるものでございます。

それでは、別冊の附属資料の11ページをお願いいたします。

11ページでございますが、繰越事業につい

て御説明いたします。

障がい者福祉施設整備費に係る繰り越しが、美里町の緑の楽園みさとA棟におきまして、1,900万の繰り越しが生じておりますが、理由としましては、当該予定地が農振地域内の農地でありましたために、町の農振除外手続可能時期が7月であったこと、また、その後の転用手続に2カ月を要したことにより、繰り越しとなったものでございます。

続きまして、八代市のとうげん郷において600万円発生しておりますが、エレベーターについて、車いす等の利用を考慮して、より容量の大きいものへ変更するための設計等に時間を要したものでございます。

なお、両施設とも既に竣工している状況にございます。

また、障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業に係る繰り越しが、芦北町のくまもと芦北療育医療センターで8億6,467万円余発生しております。本事業は、13億2,000万円の総事業費で、工期12カ月の事業でございますが、これは、敷地内の里道、水路のつけかえに伴い、その手続、整備計画の見直し等に時間を要したものでございます。

進捗率が、資料では3%となっておりますが、調書策定時点での状況で記載しておりましたので、10月末現在で25%の進捗率となっております。なお、年末までには78.6%、3月中旬に竣工予定と報告を受けております。

続きまして、12ページをごらんください。

事故繰越でございますが、障害者自立支援法移行促進事業において、天草市の障害者支援センターぴゅあにおける特注のパソコン、プリンター等の事務機器の納品が、東日本大震災の影響により、平成22年度内に間に合わない見込みとなりましたため、事故繰越の措置をとったものでございます。なお、当該機器、事務機器は、本年4月に納品が行われております。

附属資料の22ページをお願いいたします。

収入未済について御説明いたします。

まず、児童保護費負担金につきましては、平成22年度は、現年度分、過年度分を合わせまして694万円余の収入未済額が生じております。徴収強化の取り組みにつきましては、先ほど子ども家庭福祉課から説明のとおりでございますが、今後とも連携して未収金の解消に取り組んでまいります。

次に、23ページをお願いいたします。

心身障害者扶養共済加入者負担金でございます。これにつきましては、障害者を扶養する保護者が生存中に掛金を納入し、保護者が死亡した場合、障害者に年金を支給する制度でございます。

過去3年間の推移は、ほぼ横ばいで推移しております。平成22年度の未収金としては、いずれも生活困窮によるものでございます。電話、文書、戸別訪問等による催告を行い、解消に努めてまいりました結果、平成22年度末では、5名分で35万円の収入未済額がございましたが、現在は1名分、3万円余の未収の状況となっております。

次に、24ページをお願いいたします。

こども総合療育センター負担金でございます。これは、先ほどの児童保護費負担金と同様、児童福祉法に基づくこども総合療育センター入所に伴う本人負担分でございます。

過去3年間は、順次減少傾向で推移しておりますが、平成22年度の債務者2名は、いずれも分割納付中でございます。現年度に発生した分につきましては、早期催告を行うこと等により、累積防止に努めているところでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

こども総合療育センター使用料でございます。これは、契約による入所、通園に係る本人負担等の分でございます。主として利用者の生活困窮により未収金となったものが多くございます。これにつきましては、こども総合療育センター内に未収金対策検討委員会を

設けまして、定期的な催告活動を実施することにより、未収金の解消に努めております。

次に、26ページをごらんください。

年度後返納による雑入でございます。

内訳としましては、心身障害者扶養共済過払年金及び特別障害者手当の過払い分の返還金でございます。22年度では3件の過払い分が発生しておりますが、いずれも分割納付中でございます。分割納付が滞ることのないよう、引き続き催告に努めてまいります。

次に、不納欠損について御説明いたします。

附属資料の33ページをお願いいたします。

児童保護費負担金に係る不納欠損が合計160件、額にして335万円余生じております。これは、施設入所児童の扶養義務者等の負担金に係る債権が時効により消滅したもので、不納欠損を行ったものでございます。

次に、37ページをお願いいたします。

未登記について御説明いたします。

未登記となっておりますのは、合志市にあります旧肥後学園の敷地の一部でございます。当該土地は、昭和14年から15年にかけて県が種畜用用地として取得しまして、昭和24年に肥後学園の用地として所管がえを行ったものでございます。現在未登記用地は残り2筆でございます。うち1筆につきましては、任意の承諾による所有権移転登記を行うことを基本にその処理を進めてまいりましたけれども、ブラジル在住の相続人及び行方不明者等がおられ、相続人としての確認、所有権移転承諾の交渉が難しい状況にあり、現在時効援用による法的処理を行う方向でその準備を進めております。もう1筆につきましては任意での交渉を行っております。今後とも未登記の解消に取り組んでまいり所存でございます。

以上、障がい者支援課に係る分でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○守田憲史副委員長 課長さん方、もうちょっと簡略して御説明願えますか。よろしくお願いたします。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。座ったまま失礼いたします。

定期監査の結果でございますが、指摘事項はございません。

それではまず、歳入について御説明申し上げます。

資料の67ページをお願いいたします。

67ページから71ページにかけまして、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入について記載しておりますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、70ページの3段目、看護関係委託金について、予算現額はゼロとなっておりますが、266万円余を調定し、同額が収入済みとなっております。これは、本来国庫補助金として受け入れるべきだったものを、誤って国庫委託金として受け入れたことによるものでございます。当該事業につきましては国の委託事業として行われておりましたが、平成22年度の年度途中で国から統合補助金に統合する旨の通知がございまして、委託事業から補助事業に移行されたものでございます。これに伴い、受入科目も当然国庫補助事業に変更して受け入れなければならなかったところでございますけれども、誤って以前と同じ国庫委託金として受け入れてしまったものでございます。

恐れ入りますが、68ページをお願いいたします。

一番下の段に地域保健医療推進費補助がございます。ただいま御説明いたしました補助金につきましては、本来であればこの科目に収入として計上すべきでしたが、受入科目を誤ったため、予算現額より収入済み額が198万円下回る結果となったものでございます。

今後このような誤りを繰り返さないよう、収入金額の確認だけでなく、科目の確認を必ず行うなど再発防止に努めてまいります。

71ページにお戻り願います。

上から3段目、繰入金でございます。不納欠損額、収入未済額はございませんが、予算現額と収入済み額との差額が1億5,260万円でございます。これは、国の経済対策として措置されました地域医療再生基金や医療施設耐震化臨時特例基金を活用して行う事業の所要額が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、71ページ、最下段から72ページにかけまして、諸収入について記載しております。諸収入につきましては、不納欠損額はございませんが、72ページの下から2段目の看護師等修学資金貸付金償還金に収入未済額として269万円余を計上いたしております。これにつきましては、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

73ページをお願いいたします。

歳出について、主なものについて御説明申し上げます。

下の段、衛生費の公衆衛生総務費でございます。主な事業は、備考欄に記載しておりますとおり、救急医療施設等の運営費に対する補助や医療施設の設備整備に対する補助等でございます。不用額の2億5,864万円余は、広域災害救急医療情報システム運営事業で、更新いたしましたシステムに要します経費が見込みより少なく済んだことや、医療施設耐震化整備事業において、対象となる医療機関の工事の進捗率が予定を下回ったこと等によるものでございます。

なお、公衆衛生総務費には1億668万円の翌年度繰越額がございますが、詳細につきましては、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

74ページをお願いいたします。

医薬費でございます。

3段目の医務費でございますが、主な事業は、僻地における医療施設の運営費や設備整備に対し補助を行うものでございます。不用額の1,561万円余は、僻地診療所を有する市町村等からの運営費補助に対する申請額が見込みより少なかったこと等によるものでございます。

次の保健師等指導管理費でございますが、不用額の544万円余は、看護職員継続教育体制事業におきまして、地元との調整等に時間を要し、予定したとおりの研修会等が開催できなかったこと、それから、看護師等修学資金貸与事業におきまして貸与の辞退があったこと等によるものでございます。

次に、繰越事業について御説明いたします。

別冊附属資料の13ページをお願いいたします。

ヘリ救急医療搬送体制整備事業でございますが、これは、現在構築を進めております熊本型ヘリ救急搬送体制の中で、地域救急医療体制支援病院となります国立病院機構熊本医療センターが行うヘリポートの整備に対する補助を繰り越したものでございます。

繰り越しの理由としましては、ヘリポートの整備において、安全性確保のため、配置計画の変更が必要となり、設計内容を見直したことにより、着工時期がおくれたものでございます。

なお、ヘリポートについては5月末に完成いたしまして、6月中旬から運用が開始されております。

次に、収入未済について御説明いたします。

27ページをお願いいたします。

看護師等修学資金貸付金償還金について、269万円余が収入未済となっております。県では、看護師の確保及び県内定着を図るため、看護学生の一部に修学資金を貸与しておりますが、県外の病院や200床以上の病院に

就職した場合等については返還義務が生じることとなっております。この返還義務が生じた債務者の一部において、就業状況の悪化や病気等の理由で、返還が経済的に難しいため、収入未済となっているものです。現在、文書や電話、訪問による督促、連帯保証人への請求等を行うとともに、それぞれの返済能力に合わせた返済計画を指導するなど、取り組みの強化を図っているところでございます。

この結果、生活困窮4名のうち2名について、本年9月、10月に、少額ではございますが、返還が再開されております。引き続き収入未済金の発生防止、早期回収に取り組んでまいります。

医療政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○林田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の75ページをお願いいたします。

歳入について、主なものを説明させていただきます。

分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

76ページをお願いいたします。

上段の繰入金でございます。

国民健康保険広域化等支援基金繰入金の減は、市町村からの貸付金の申請が見込みより少なかったことによる基金取り崩し額の減によるものでございます。

下段の諸収入でございます。

附属資料の18ページにも記載をしておりますけれども、市町村精算返納金に1,000円、正確には673円の収入未済額がございます。これは、老人医療給付費県負担金の確定に伴う返納金について、市町村からの支払い漏れがあったものでございます。これについては既に納付済みでございます。

資料76ページ、最下段の雑入の増でございます。市町村からの国民健康保険基盤安定負担金の実績報告誤りによる再確定が発生したことに伴う市町村からの返納金でございます。

続きまして、歳出についてでございます。主なものを説明させていただきます。

77ページをお願いいたします。

歳出は、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における法定の負担金が中心でございます。

まず、中段の国民健康保険指導費の不用額1,556万円余でございますが、これは、歳入でも御説明した国民健康保険広域化等支援事業において貸付額の申請が見込みより少なかったこと及び国民健康保険助言指導等事業等において経費節減が図られたことによるものでございます。

下段の公衆衛生総務費の不用額108万円余でございますが、これは、後期高齢者医療給付費県負担金の確定額が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課の佐藤でございます。

説明資料の78ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、分担金及び負担金でございますが、未熟児療育費負担金について65万円余の収入未済となっております。これは、県が支給する未熟児養育医療費に係る扶養義務者の負担金で、収入未済は、主に債務者の経済的理由によるものでございます。詳しくは、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。なお、不納欠損処分がございますが、これについても後ほど説明いたします。

それから、使用料及び手数料のうち、健康センター使用料で23万円余の収入が生じてい

ますが、これは、過年度において収入未済となっていた債権全額を回収いたしました。

79ページをお願いいたします。

ページ中段の国庫支出金については、不納欠損、収入未済はございません。

自立支援医療費負担金及び次の80ページの上から3段目になりますが、母子衛生費負担金については、国からの内示額が予算額を下回ったために、収入済み額が予算現額を下回っております。不足分については、本年度に追加交付予定となっております。

次に、80ページ中ほどの衛生費国庫補助金のうち特定疾患治療費補助については、予算現額と収入済み額の差が5億3,481万円となっております。これは国庫補助金交付額が所要額を下回ったことによるもので、本県では、特定疾患治療研究事業の事業費がふえる中で県の超過負担が生じており、全国でも同様の状況となっております。本来は、国と県が2分の1ずつの負担割合となっておりますが、平成14年ころから、国の補助金については本来国が負担すべき金額の5割から6割程度にとどまっており、平成22年度においても多額の超過負担が生じております。引き続き、超過負担の解消に向けて、国に働きかけてまいります。

81ページをお願いいたします。

母子衛生費補助については、予算現額と収入済み額との差が231万円余となっておりますが、これは国の補助基準額の減額によるものです。

一番下の小児慢性特定疾患治療費補助についても、予算現額と収入済み額の差が622万円余となっておりますが、これは、国庫補助金交付額が所要額を下回ったため、先ほどの特定疾患と同様に県の超過負担が生じております。

82ページをお願いいたします。

衛生費国庫委託金のうち、上から5番目ですが、がん健診受診促進の企業連携事業委託

金についてですが、これは489万円の予算現額と収入済み額の差がございますが、これは国からの内示額が予算額を下回ったためです。

次に、財産収入につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

83ページをお願いいたします。

財産売却収入のうち、土地売却収入が5億8,980万円ございますが、これにつきましては、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

ページ中ほどの繰入金につきましては、予算現額に比べて収入済み額が6,667万円余不足となっておりますが、これは、妊婦健康診査支援事業の支出額が予定額を下回ったために、基金からの繰入額を減額したためです。

次に、諸収入で、84ページをお願いいたします。

健康センター庁舎維持負担金ですが、これも60万円余の収入が生じておりますが、これは、先ほど説明いたしました健康センター使用料と同様、過年度の収入未済分を回収したものです。

次に、歳出について、85ページをお願いいたします。

まず、民生費の社会福祉総務費でございます。これは育成医療に要する経費で、不用額の791万円余は、育成医療費が当初見込み額を下回ったことによる執行残でございます。

次に、衛生費でございます。公衆衛生総務費の事業の概要は、右側の方の備考欄に記載しておりますが、原爆被爆者特別措置費が7億4,289万円余、それから特定疾患治療費が19億7,187万円余、乳幼児医療費が5億8,195万円余などとなっております。不用額の3億4,066万円余は、これらの事業に要する経費が当初見込み額を下回ったことによる執行残でございます。

次に、86ページの予防費でございます。これはハンセン病問題等に関する事業費で、不

用額の122万円余は、ふるさと訪問事業への参加者が見込みより少なかったことによる扶助費等の執行残でございます。

保健所費でございますが、これは保健所で実施する母子保健対策などに要する経費で、不用額の162万円余は、医療機関での健診実施に伴う専門職の雇い上げが減ったことなどによる執行残でございます。

一番下の農業総務費でございますが、食育の事業が平成22年度に環境生活部の食の安全消費生活課から当課に移りましたが、予算は、21年度編成の農業総務費となっております。当課では、事業に際して、健康食生活や食育に係る国庫分を優先して使い、この予算を節減したため、執行残が207万円余となりました。23年度からは、健康福祉部の予算で事業を行っております。

次に、収入未済について説明いたします。別冊の附属資料29ページをお願いいたします。

未熟児養育費負担金に係る収入未済が65万円余となっております。過去3カ年の推移を表の2のところで示しておりますが、前年度と比較して増額となっております。未済の理由としては、その下の3にあります。債務者の生活困窮が10件、協力が得られないケースが21件となっております。一番下に対策として、①から③に記載しました対策を講じてまいりましたが、今年度も引き続き未収金の解消に努めてまいります。

次に、不納欠損について説明いたします。同じ資料の34ページをお願いいたします。

未熟児養育費負担金の不納欠損額が10件、2万円余となっております。これは、資料の備考欄に記載しました事情から時効中断の措置がとれず、債権が消失し、不納欠損処理を行いました。

次に、県有財産処分について、資料の36ページをお願いいたします。

平成22年4月1日付で県健康センターを財

団法人の熊本県総合保健センターに売却し、それに伴い、5億8,980万円の収入がございました。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の87ページをお願いします。

歳入について、主なものを説明させていただきます。

まず、使用料及び手数料についてですが、不納欠損額、収入未済額はございません。2段目の薬務関係手数料の増は、主に、登録販売者試験等の件数が増加したことによるものでございます。4段目の温泉関係手数料の減は、主に、温泉の利用許可申請等が見込みを下回ったことによるものでございます。

資料の88ページをお願いします。

3段目の国庫支出金についてですが、不納欠損額、収入未済額はございません。5段目の薬務関係委託金の減は、主に、国が後発医薬品の安心使用促進及び普及啓発事業を継続したことに伴いまして、県内で使用されている後発医薬品のデータ集作成など、一部事業を次年度以降に実施することとしたためでございます。

次に、資料の89ページをお願いします。

諸収入についてですが、2段目の治療血清売払代金の減は、狂犬病やボツリヌスなどの特殊疾病の発生がなかったことによるものでございます。3段目の雑入について5万円余の収入未済がございます。これは、附属資料の30ページにも記載しておりますが、平成13年度に献血推進の広告を委託した会社が倒産いたしまして、契約不履行となったことによる違約金でございます。会社の関係者が行方不明のため収入未済となっているものでございますが、広告の委託料そのものは支払っておりません。今後とも関係者の所在確認に努

めてまいります。

続きまして、歳出について、主なものを説明させていただきます。

資料の90ページをお願いします。

3段目の公衆衛生総務費について、不用額135万円余が生じておりますが、これは、実績報告に基づきまして、移植医療推進支援事業補助金を減額したことによるものでございます。

下段の生活衛生指導費について、不用額127万円余が生じておりますが、これは旅費などの経費削減によるものでございます。

最後に、資料の91ページをお願いします。

下段の薬務費について、不用額1,017万円余が生じておりますが、これは、国有ワクチンの払い下げのための経費が不要であったこと及び薬物乱用防止や献血推進による啓発資料作成の入札による執行残などでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小原ねりんピック推進課長 ねりんピック推進課、小原でございます。

説明資料92ページをお願いいたします。

歳入はございません。

歳出につきましては、老人福祉費81万円の不用額が生じておりますが、事業の執行残によるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお、冒頭、部長説明前にもございましたが、ねりんピック^{ふれ愛}2011熊本につきましては、県議会を初め県民のたくさんの方々の御支援を得て、おかげをもちまして、全日程を予定どおり終了することができました。この場をおかりいたしまして心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

○藤川隆夫委員長 以上で健康福祉部の説明

が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありますか。

○松田三郎委員 西岡課長にお尋ねします。

資料で言いますと、ちょっとまたがりますが、例えば説明資料の53ページなどですが、発達障害につきまして、場合によっては、東局長、林田部長にもお尋ねしますので、油断しないように聞いといていただきたいと思っております。

といたしますのが、数年前、私も厚生委員会にいたときからいろいろ担当の方とお話をしておりますが、かつて厚生労働省が、発達障害児、者も入れて6%ぐらいだろうというようなデータを数年前に出しまして、ただ、私の周りの小学校の低学年の先生とか、幼稚園保育園の先生、保育者に聞くと、なかなか実感とすると、それよりも今はもう割合が多いんじゃないだろうかというようなことで、例えば一部こういう外来件数がふえているというのものもあるんじゃないかと思っております。

そこで、よく言われるのが、早期発見、早期診断、早期療育、これはもちろんもっともな話ではございますが、なかなかそういった状況あるいは体制になっているかという、甚だ疑問な点がございまして、例えば——こっから質問ですが、これ、直接障がい者支援課にかかわらない部分もありますが、早期発見、これは、まずは市町村、各自治体が、今どうなんですか、6カ月健診とか、1歳健診とか、何歳健診という刻みがあるかと思っておりますが、今は自治体によってちょっと違うのかどうか、何歳というのがあるのかというのがわかればですね。

というのが、うちもそうだったんですが、周辺の自治体に聞きますと、まずはマニュアルをつくって、例えば、こういった呼びかけに反応しない場合はまず疑ってみるとかという何かマニュアルをつくっていらっしゃる自治体があると。これはもしかして県から出し

ていらっしゃるのかもしれませんが、まず早期発見という点で、何カ月、何歳という刻みがあるのかというのをちょっと1点お伺いしたい。

もう一つは、その後、もちろん現場の方々のまだ知識とか理解が足りないことによる要因とか、あるいは親御さんからすると、そういう事実がわかってもなかなか受け入れがたいというような状況があって、どうしても様子を見ようということで年月がたってしまうという話も聞くわけですが、その早期診断、あるいは療育もそうですが、診断といっても、なかなか、例えばこども療育センターに診断をしてもらおうと、専門家にとまって予約をとろうとしても、今は改善されたかもしれませんが、2～3年前で2カ月、3カ月待ちであるとか、あんまり待って今度は予約とった日を忘れとんなはつとかと、そういった話も当時聞いておりました。

また、じゃあ民間ではどうなのかと、民間での病院、あるいは小児科の医院においても1つ、2つはあったらしいと。ただ、時間がかかる、あるいは薬はほとんどないでしょうから、いわゆる診療点数が上がらないということで、なかなかそういった専門医も民間では少ないという話を聞きまして、ということとは、そのかけ声では、早期診断、療育といっても、なかなか今の体制では非常に難しいのではないかと思うわけですので、その点についての県としての今後の対応なり計画なりというところが、実態に即した対応といたしますか、お考えをちょっとお聞かせいただきたいと。

以上、2点でございます。

○中園子ども未来課長 子ども未来課の中園でございます。

本年度から発達障害の関係は私どもの方に移管されておりますので、ただいまの関係についてお答えしたいと思います。

まず、最初の御質問が、何カ月健診をやっているのかということでございましたが、1カ月健診、3カ月健診、6カ月健診とやっていると思います。ただ、どの時点で発達障害者を発見するための検査をやっているかというのは、それぞれの市町村ばらばらじゃないかと思っております。

ことし、私どもの方に移管されました第一の理由が、その早期発見の部分をしっかりやると、その後の早期療育、早期支援もやっていくということで移管されたわけですけれども、なかなか市町村がやっておりますチェックのための資料、それが未統一のところもございまして、その辺に力を入れていこうというところでございます。

ただ、今私どもの課で保健師が1人でやっておりますので、まず、移管された事業の、松田委員も御存じのように、ペアレントメンターの養成ですとか、その他の研修関係に手いっぱいになっておまして、正直言って、まだそこまで手をつけていないところでございます。

こども療育センターの件、お尋ねでございましたけれども、御指摘のとおり、確かに予約に2カ月待ち、それから診断までさらに2カ月待ちということで、4カ月待ちといった状況がございまして。診察の機関をできるだけふやしたいという思いがございまして、毎年というか、ことしは10月に発達障害研究会という、これは精神科のドクターと小児科のドクターを対象にした研修会をやりまして。そういったことで、できるだけ多くの機関で診察できるようにという配慮はいたしております。

○松田三郎委員 この1カ月、3カ月、6カ月というのは、法律か何かで、どの自治体も義務としてそのスパンでやるんではないか。

○中園子ども未来課長 健診はやっておりま

すが、どの時点で発達障害者をやるかどうかというのは、ばらばらというところがございます。

○東子ども・障がい福祉局長 御質問の健診ですけれども、一般的に発達障害は、3歳までにその状態があらわれるという形で言われています。

発達障害の早期発見、市町村の方でまず健診のときにどう把握するかというところで、そのメインにやられているのは1歳半健診です。それと3歳児健診、これは母子保健法でもう法定で決まっているという形です。そのほか、市町村で最近取り組みが幾つかの団体で進んでいるのは5歳児健診といったところがございます。

私どもとしては、先ほど中園課長の発言でもありましたように、乳幼児健診、1歳半、3歳児健診、ここでどうやってフィルターにかけて早期に発見をするかというところで、そのときに、なかなか多くの子供さんたちを健診するところで、その辺でどういった気づきをチェックするかというところで、これまでも母子保健関係で取り組んできたところなんですけれども、先進県の例等を踏まえて、その辺のチェックシートをさらに整理するというので、今その検討を進めているところでございます。

それと、早期療育につきましては、先ほど中園課長が申し上げましたように、一つの対策としては、これは何も発達障害とってすべて治療が要するというわけではございません。先ほど松田先生の方からは6.何%という数値がございましたけれども、本県で平成18年にしたときは、その疑いのある子供が6.何%という数値が出ましたけれども、私どもが平成22年に、幼稚園、保育所に入園、入所している子供さんたちについて、確定診断でどれぐらいの子供さんがいるかというところで、全公立・私立幼稚園等について調べたと

ころですけれども、疑いのある子は、やはり5.7%程度いるというところなんです。ただ医師から確定診断として発達障害という診断を受けた子は1.4%ということです。

ただ、その1.4%のすべてが治療を要するかというのはあれですので、いかに、それぞれ保育園とか幼稚園で、保育あるいは幼稚園教育の中でその子に合った育てをするかということですので、その件について、保育所あるいは幼稚園の先生方に、発達障害についての知識等について、研修をやっているところでございます。

それと、医師につきましては、おっしゃるとおり、こども療育センターについては非常に待ち時間が長いですので、それぞれの地域で、いかに地域の先生方もそれに取組んでいただけるかということで、先ほど申し上げたように、医師の研究会等を年2回にふやして進めているところでございます。

○松田三郎委員 わかりました。

あと、要望、たしか療育センター、今も専門の小児科3名ぐらいでしたかね。これをふやすとか、あるいは別にもう一つの療育センターつくるというのは非常に現実的じゃありませんので、今課長とか局長がおっしゃったようなことだと思います。

ただ、今もたしか予約は電話か何かだけじゃなかったですかね。この情報社会で、ネットだ、パソコンだ、何かできぬとですかと言うたら、いやあ、なかなかと言いなはったけど、電話がつながらぬというので、ちょっと改善されとらぬなら、そういう申し込み方法も、例えば、ホームページ一覧で、ここにありますというのが早うわかるならば、ほかの何か例えば予約しとって連絡もつかぬやったという人が、いっぱいキャンセルを入れたら困るといような実情があるという話も聞きましたけれども、そうすると、やっぱり申し込む人は、ちょっと良心的だなとは思

んですけども、そういう面での可能な改善があるならば、その点についても御検討をいただきたいと思います。以上です。

○藤川隆夫委員長 今のはもう答弁いいですか。

○松田三郎委員 はい、いいです。

○藤川隆夫委員長 わかりました。

○城下広作委員 ちょっと確認ですけども、1.5歳と3歳児の健診のときに発達障害の健診体制は、各機関でできるということは実際そうだったかなと思って。市町村によって、そういう発達障害ということを見きわめるという医師なんていうのは、そんなにないから、1.5歳と3歳児のときに行って、発達障害ということ診断できるということはどうですか。できているんですかね。

○中園子ども未来課長 診断はできませんけれども、保健師さんたちが診まして、疑いがあるところまでは、チェックシートをもとにやっているところもございます。

○城下広作委員 だから、専門医が少ないから疑いがあるというぐらいでしか、たしかとどめられなかったと思います。それから先、専門医に診ていただいて、大体3歳までにやっておかないと、その以降は療育でもなかなか難しいと。だから、3歳までには専門医で間違いなく発達障害であるかないかということをやった方がいいということ、関係の医者から聞いたことがあるからですね。何か疑いがあるでとどまると、ちょっと厳しいから、やっぱりそこから先、専門医にしっかりと正確に判断してもらおうという流れは、これは大事じゃないかというふうに思います。

○藤川隆夫委員長 今お二方からおっしゃられたこと、システムのもう一回考え直して早期にピックアップして、それを療育につなげていくということを再度もう一回検討していただいて、スピーディーにできるような形を、県下各市町村においてつくっていったらえればと思います。

○池田和貴委員 確認なんですけれども、今の専門医の方、発達障害を診ていただく専門医の方は、療育センターに3名いらっしゃるということでしたけれども、そのほかには県内に何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○中園子ども未来課長 精神科のドクターとか小児科のドクターで診れる先生がいらっしゃるというのは聞いていますけれども、それはまだ正確に把握できておりませんので、まずはデータベース化みたいなこともやってみたいと思っていますところですよ。

○池田和貴委員 じゃあ、わからぬわけですかいね。

○中園子ども未来課長 正確に私どもは把握しておりません。

○池田和貴委員 わかりました。

○城下広作委員 監査事項で指摘されたおもてなしの手帖の件でちょっと確認をさせてください。6割できて、出来高で精算をしたというふうなんですけれども、じゃあ、4割できてないから、そのおもてなしの手帖が4割はなかったということですか。それとも別の経費の部分で、手帖はできて、ほかの分の経費が4割分で、要するにできないという形になったのか、どうなんですか。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課で

ございます。

おもてなし手帖のこの印刷業務につきましては、実は3つの種類のものをつくっております。まして、啓発用のものとして手帖本体、それから付録、それからもう一つはコミュニケーションブックという3種類を、それぞれ1,500部ずつつくっております。そのうちの2種類につきましては納品はされましたが、残りの1種類につきましては最終的に成果物が上がってこなかったというものでございまして、残りの1種類につきましては、実はこのような同様の印刷物を3年度かけて中身を変えて印刷することにしておりますので、本年度印刷する種類のものの中で、昨年度できなかったものについては何とか組み合わせて仕上げていきたいというふうに考えております。

○城下広作委員 もともと全部3種類でき上がって皆さんの事業として効果がある品物を2種類しかできなくて、1種類はちょっと前のを使ってやろうというふうな形は、ちょっと何かバランスが崩れることにもなるでしょうから、注意をしとかにやいかぬですよ。もうないから仕方ないからしょんなかです。要望しときます。

○鎌田聡委員 子ども家庭福祉課に。附属資料の19ページに児童扶養手当返還金ということで、収入未済ということで上がっておりますけれども、児童扶養手当は、結婚すれば、こちらが出さないということですよ。だから、出さなければいいんですけども、未然の対策で、婚姻あたりを市町村と連携とって対応するという事になっていきますけれども、実際婚姻届を出されたときに、県の機関に、手当を出しているところに連絡が来ているんですか、どういう扱いになっていますか。

○福島子ども家庭福祉課長 児童扶養手当に

つきましては、県は、町村分のを所管しているわけですが、すべて町村が窓口になって受付して審査をしておりますので、当然情報があれば市町村の方からすぐ県に参りますので、婚姻の事実がわかれば、すぐ県に入る仕組みにはなっております。ですが、この間も熊本市の方でちょっと事件がございましたが、事実上婚姻になっているような状況あたりについては、なかなか把握が困難なケースがあるということでございます。

○鎌田聡委員 いろいろ悪意を持ってやられている部分はわからないかもしれませんが、実際、じゃあ婚姻されたという届け出があった分は、その時点でもう手当は出していないんですか。タイムラグがあつとですかね。何か月分か先に出しとって、それが返還されていないという金額なんですかね。

○福島子ども家庭福祉課長 年に3回支給しておりますので、4カ月分ずつ支給しておりますので、支給してから婚姻したということになれば、すぐ戻入という形でストップできますが、とにかく早目早目に情報もらえれば、もう最小限に未収金等が発生しないような形でとめることはできますので、その点は市町村と十分連携とってやっているつもりでございますけれども。

○鎌田聡委員 じゃあ、例えば、現年分、22年度分の87万1,000円は、これはほとんど全部婚姻届が出た時点でとめたんですかね。とめてないんですか。

○福島子ども家庭福祉課長 この現年度分を少し詳しく申し上げますと、婚姻の場合、あと考えられるのは公的年金を受給された場合、それと児童そのものを監護しなくなった場合、ほかの方に預けたとかそういうのがありますので、すべてが婚姻ではございません

が、いずれにしても、毎月、児童扶養手当、最高支給額というところ4万を超えますので、事実が判明しないと、例えば1年間そのままになっているだけで、結構額が40万とか簡単になってしまうんですね。

今回、現年度分の未収金が87万1,000円になっていますが、ちょっと調定ベースで申し上げますと、調定額自体は約320万発生します。ですから、320万発生しまして、そのうち約230万は徴収できておまして、その差額の87万がまだ返してもらえなかったという状況です。

○鎌田聡委員 婚姻届だけの理由じゃない、公的年金とか、その子供さんの扶養がなくなったとか言われますけれども、少なくとも婚姻の部分については、すぐそのとき対応できると思いますので、そこを、スピーディーということ言われましたけれども、すぐその辺をきちんと連携とっていただかないと、またこういった——返還せぬでも、もうこちらからやらないという対応をやるべきだと思いますので、そこはぜひこれまで以上に連携とってやっていただきたいと思います。

○藤川隆夫委員長 ほかに。

○岩下栄一委員 悩ましい問題、生活保護ですけれども、今というか、この近年、生活保護世帯というのは熊本県内でどういう推移をしているんですかね。

○田端社会福祉課長 生活保護世帯の動向でございますけれども、直近の数字を申し上げますと、県全体で1万6,980世帯が生活保護を受けておられます。人員からいたしますと2万3,245人ということでございます。この中では、これは熊本市を含むものでございまして、熊本市が大体その6割ぐらいを占めております。動向につきましては、平成20年以

降、リーマン・ショック以降急増をいたしております。平成8年が底でございまして、それ以降増加傾向にありまして、特に平成20年度以降が急増しているという状況にございます。

○岩下栄一委員 日本国憲法の25条に最低生活の保障というのがあって、それから生活保護法というのが非常に早い時期に制定されたんですね。それで、今日まで至っておりますけれども、よく言われる不正受給とか、あるいは働けるのに働かないとか、いろんな問題がずっと指摘されて放置されてきたという感じが私どもも受けているわけです。

うちの近所にも、商店を解雇されて、ちょっと心臓が悪いということで、民生委員が世話して生活保護の申請して受給しているんですけども、まあ、働けないことはないなという印象が私はあるわけですね。そういう現状があるからですね。

それからさらに、もう受給せぬでいいようになって返還徴収に応じない人もたくさんいるという現状の中で、やっぱり何と申しますかね、憲法学者の中には、憲法25条に対する考え方で、要するに、働かざる者食うべからずと昔から言葉あるけれども、そういう価値観の変化もあるわけですね、憲法解釈です。ですから、生活困窮者、働けない、食えないという人たちに対する社会の保護というのは、これはもちろん大事だけれども、やっぱり見直して中身を精査していく必要があるというふうに思うんですけども、部長さん、どういうふうに思いますか。

○林田健康福祉部長 いろんなケースが多々ございまして、今、岩下委員がおっしゃいますような、働こうと思えば働けるような方もおいでになるかもわかりませんし、ちょっとまた暴力団関係の方で、そのことを組員であったかなかったかとか、非常にケース、ケー

スで難しいケースがあるというふうなことで私も見聞きしておるわけですがけれども、本当に一件一件、これ、本当に生活困窮者の方に対する一番最後の守っていかねばならない制度だというふうなことも思いますので、簡単に何かどっかで線を引いてどうのということがなかなか難しいのが現状だと思います。一件一件をぴしゃっと福祉事務所の方で見ていきたいというふうに思います。

○岩下栄一委員 これは大変難しい問題です、確かに。ただ、ずっと言われてきているんですね、不正受給とかいろんなこと。ですから、やっぱりこれ、放置せずに対応してほしいと思います。

それからもう1点ですが、いいですか、委員長。

○藤川隆夫委員長 どうぞ。

○岩下栄一委員 子宮頸がんワクチンですがけれども、これは国庫補助で行われていると。これは何歳以上ですか。

○末廣健康危機管理課長 原則中学3年生から高校1年生までですが、22年度から事業を始めますときに、特例として小学6年生から高校1年生としました。ところが、高校1年生の接種するときにワクチンが不足しました時期がありまして、その方々がもう高校2年になったというのがございまして、その期間だけの特例として高校2年まで接種したという時期がございました。

○岩下栄一委員 随分低学年になったんですね。これはウイルスですか。簡単にいいですけども。

○末廣健康危機管理課長 子宮頸がんワクチンでございまして、人の感染症の中で……

○岩谷医監 これ、岩下先生おっしゃいましたように……

○藤川隆夫委員長 医監、病気自体を説明してください。

○岩谷医監 ヒトパピローマウイルスというウイルスによる感染でして、もうほとんどみんなそのウイルスにはかかってしまうんですね。そのわずかな数の人たちがずっと持続感染をしてしまう。ほとんどは全部排除されてしまうんですが、一部持続感染を続けてしまって、そのうちのごくわずかにウイルスによってがんが発生してしまうというようなのが子宮頸がん。

○岩下栄一委員 ワクチン投与でやっぱり100%お願いします。要望として。

○藤川隆夫委員長 追加か何かで。

○末廣健康危機管理課長 今資料がすぐ出ませんで失礼いたしました。

今医監から御説明がありましたとおりでございますが、重要なのは頸がんワクチンの接種によっても予防できるのが6割から7割程度と言われています。そのワクチン接種とあわせて、検診による早期発見が大事だというふうに言われております。ワクチン接種だけに頼らずに、定期検診等の検診受診の方もあわせて対策が必要かというふうに考えております。

○岩下栄一委員 どうもありがとうございます。

○藤川隆夫委員長 ほかに。

○田代国広委員 さっきあんまり眠かったも

んですから、聞き漏らしたんですけれども、特定疾患治療費補助ですね、これは予算現額よりも調定額が半分以下というふうなことで、大変ちょっと気になったんですけれども、これに対する説明をもう一回お願いします。

それと、86ページ、意外と申しますか、農林水産がここにありまして、非常に誇りに思ったんですけれども、食育総合推進事業についてももう一回御説明をしていただきたいと思います。小さな予算で大きな不用額が出ておりますもんですから、ぜひその辺のところもあわせてお願いしておきたいというふうに思います。

それからもう一点は、ねんりんピックが終わりました。私、非常にすばらしいという評価を聞いたんです。佐賀県の卓球に出られた方なんですけれども、その方菊陽町に親戚がございまして、そこの方から聞いたんですけれども、大会、過去にも出たそうです、その方が。佐賀の方がですね。そしたら、熊本大会、今までで一番よかったと非常に感動したとおっしゃっていたと聞きましたもんですから、私も実際見に行ったんですけれども、私、初めてで比較する材料持ちませんからわかりませんが、そういった、非常によかったという、評判よかったというふうに聞いて私自身もうれしく思っておりますが、このねんりんピックがこれで終わったわけですが、来年は宮城、仙台市ですか。ねんりんピック推進課は、来年度はどうなるのか。

以上、お願いします。

○藤川隆夫委員長 わかりました。じゃあ、1点目、2点目につきまして佐藤健康づくり推進課長。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課の佐藤でございます。

まず、お尋ねの1点目の特定疾患治療費補

助ですけれども、これは、潰瘍性大腸炎とかパーキンソン病とかの難病がありまして、国はそのうち、たくさんあるんですが、56の病気について患者さんの自己負担分を一部または全部公費補助をするという仕組みになっております。ただ、これが、法律によっているものではなくて、要綱で、その費用については国と都道府県で2分の1ずつの負担という要綱上の決まりにはなっているんですが、国の予算の確保が国負担分を満たすまでできてなくて、どうしてもその足りない分を今都道府県が負担しているという状況が続いております。

○田代国広委員 予算現額と調定額の差、それは国の……。

○佐藤健康づくり推進課長 だから、本来国がこれを……

○田代国広委員 当初見込みよりも来なかったということですか。

○佐藤健康づくり推進課長 見込みは、患者さんがこれくらいいるということで……

○藤川隆夫委員長 国から必要な金が来ぬという話でしょう、結局は。

○佐藤健康づくり推進課長 見込み違いではなくて、県としては最初から必要な額を予算として組んでいます。その必要な額が国から交付されてこないという状況がずっと続いております。

○田代国広委員 本来ならば、国が10億の金をやるべきなんですね。

○佐藤健康づくり推進課長 はい、そうでございます。

○田代国広委員 私は、この調定とこの差が余りにも大きいものですから、見込み違いとか、そういったものがしたのかなと思ったんですけども、実際は国の怠慢とか傲慢とか、と認識すればいいわけですね。わかりました。

○藤川隆夫委員長 もう一点の農業総務費について。

○佐藤健康づくり推進課長 それと2点目ですけれども、食育総合推進事業の中身についての説明でよろしいでしょうか。

22年度は、食育の新たな計画をまずつくりました。それに基づいて幾つかの分野をやっていますが、まずは人材育成ということで、保健所等で食育にかかわる人たちの栄養士さんの研修とかそういうのを行っております。それから、ライフステージごとの食育というところで、子供さんあるいは保護者を対象にしたいろんな、勉強会とか、ワークショップと言っていますが、それをやったり、あるいは働き盛りの人たちに対しては、昨年度、4つの事業所にヘルシー弁当というのを従業員の方に提供してもらって、そのことで健康づくりにいい食事というのはどういうものかというのを体感していただいた、そういう事業もやりました。

それから、ライフステージで、あと、高齢者に対しては地域の縁がわ事業というのがありますけれども、そこに市町村の食生活改善推進員の方たちに行ってもらって、高齢者の方たちの低栄養予防のためのいろんな取り組みとか、支援等をやっていただきました。

それから、あとは……

○田代国広委員 その辺でよかばいた。

○佐藤健康づくり推進課長 そのようなことを今やっております。

○田代国広委員 非常にこの農業予算があることに對してうれしいんですけども、多くの207万円という半分以上の不用額が出てるわけですね。これ、もうちょっと言われた食育関係に、食育は健康に非常に極めて密接な関係にあると思うんですよ。そういった方向でもっとこれを活用して、願わくは、日本の食の文化である朝食あたりを、御飯とみそ汁あたりを、日本の食の文化を広げていただくことによって、ひいては健康にもつながるだろうし、あるいはもっと大きく考えれば、自給率と申しますか、農村文化と申しますか、そういったものにもつながってくるわけですよ。そういった広義に解釈していただいて、できれば、健康づくりからも、そういったことまで今後検討していただくことはできないかと思っております。

○佐藤健康づくり推進課長 これ、執行残が多かったのは、事業の手を抜いたわけではなくて、これ、単県の予算だったんですが、事業が環境から我々の方に移った時点で、健康福祉部の方には、もともと健康食生活とか食育に関係する予算、国庫負担分が入った予算がありましたので、そっちから最初に使おうということで、県費を節減した結果、このような執行残となりました。

以上です。

○藤川隆夫委員長 よろしいですか。

○田代国広委員 はい。

○藤川隆夫委員長 ねんりんピックの話がもう1個残っている。

○松葉総括審議員 ふれ愛ねんりんピック2011熊

本、お褒めいただきありがとうございます。

県内いろんなイベントをする場合、大規模な場合は、準備から実施に当たって臨時的に組織をつくって対応するのが普通でありまして、今回のねりんピックについてもそういう対応でやっております、大会が済みましたので、来年度からは、もうねりんピック推進課はないという状況になります。

あと、引き続き各県への派遣等につきましては、高齢福祉担当課の方で対応するということになります。

以上であります。

○藤川隆夫委員長 よろしいですね。

じゃあ、あと松岡委員。

○松岡徹委員 時間も押しておりますけれども、4点ほど、ちょっとかいつまんで。

1つは、26ページあたりの介護保険に関するのですが、御承知のように、介護保険が2000年の4月施行で10年たって、この22年度というのは介護保険制度の見直しの検討がなされた年なんですけれども、結果としては、ことしの6月18日に、それまでの審議は18時間ぐらいで見直しの改正案が決まったんですが、熊本県として、この介護保険10年のいわゆるメリット、デメリットを、さまざまな角度からの実態調査というのはなさって、その上で国の方に何か提言をなされたかどうかですね。

もう1つ、2番目には、さっき生活保護のことが議論になりましたけれども、市町村の生活保護申請に対する処理についての不服審査が出されて、聞くところによると、もう1年以上たつてまだ処理がなされていないと、県段階で、ここら辺の請求については一体どうなっているのかなど。最初、その2つだけを。

○藤川隆夫委員長 最初のが介護保険関係で大村認知症対策・地域ケア推進課長。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 介護保険制度、10年経過して、県としてそれについて実態調査をして、それを踏まえて何かアクション起こしたかというお尋ねかと思いますが、私ども、昨年度、介護保険制度が施行されてから10年間たつということで、県といたしまして、各市町村ですとか、あるいは関係団体、それから介護保険の利用者等から県内各地域で意見を聴取いたしました。それを踏まえまして、昨年10月に、介護保険制度等に関する課題と具体的な提言ということで、厚生労働省老健局長の方に提言を行ったところでございます。

内容といたしましては、例えば、認知症対策の強化に向けた提言でありますとか、地域で安心して高齢者の方が暮らせるよう地域包括ケアシステムの機能強化の提言でありますとか、多くの提言を行っておるところでございます。

また、介護保険制度を今後も安定的に運営していくために、安定的な財源を確保した上で抜本的な対策を講じること、これはもちろん十分な議論、国民的な議論を尽くした上でございますけれども、そういうことも検討をお願いしたいということで提案をしたところでございまして、今回の介護保険制度の改正につきましては、ある程度私どもの提案にも沿った形で改正がなされたものというふうに考えておるところでございます。

○藤川隆夫委員長 もう一点は、田端社会福祉課長。

○田端社会福祉課長 社会福祉課でございます。

今委員の方から御指摘がございましたように、生活保護に関する審査請求というのがご

ざいまして、なかなか処理が進んでいないという状況で御迷惑をおかけしております。

処理がおくれている理由ということでございますけれども、裁決書というのを書くんですけれども、非常に専門的なところがございまして、論点を整理して中身を詳しく吟味しなければならないというのがございますので、職員は経験が豊富で制度に詳しい職員を配置いたしまして、その職員に固定した形でこれまでやってまいりました。

そういった中で、先ほどお話がありましたように、生活保護世帯が急増する中で、本庁に対するいろんな相談が持ち込まれておりまして、その回答等に忙殺されているということがございます。ただ、これは、我々内部の問題でございまして、理由にはならないということは重々承知をいたしております。今年度から担当者を2名にいたしまして、1名ふやしまして、順次現在の裁決書の準備を進めております。もう既に書き上げて決裁に回しているものもございます。

さらに、今福祉事務所の監査をやっておりますけれども、それがやがて一段落いたします。その後もう1人担当者をふやして3名体制にして、早急に処理をいたしたいというふうに思っております。昨年度請求分につきましてはもう年内に、それから今年度請求分もございますので、その分につきましては、1月を目途に裁決書を書くように極力準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

○藤川隆夫委員長 以上の点について、松岡委員。

○松岡徹委員 介護保険問題についてのその報告書は後で一部いただきたいんですけれども、10年たって、特養待機者が累増するとか、家族介護のために大体毎年10万人ぐらいが仕事をやめるとか、それから介護心中と

か、介護自殺とか、保険料、利用料の負担とか、人手不足とか、さまざまな問題があって、ここでは議論はしませんけれども、それにこたえた法改正かという点では、かなりの問題点を懸念するんですよ。

ここで私がちょっとお願いしておきたいのは、かつて障害者自立支援法が翌年度の4月1日から施行された後、当時の県政がかなり詳細な実態調査をして、一番肝心の応益負担までは踏み込まなかったけれども、障害者と家族、あるいは事業所の負担軽減のためにはかなり思い切った提案を国にしたんですよ。ですから、私はちょっとお願いしたいのは施行後、いわゆる当事者の立場に立った実態掌握を速やかにやっていただいて、問題点があれば改善を求めるような対応を県としてやっていただきたいと要望しておきます。

生活保護問題では、さっき部長のお話にもちょっとありましたけれども、やはり生活保護というのは最後の命綱なんですよ。私が知っているケースでも、この生活保護の受理にかなりかかって、受理された通知が来たその1週間後にその方は亡くなったケースもあるんですよ。ですから、そういう意味では、いろんな事情はあるかと思いますが、やっぱり生活保護のいわゆる特別な意味からして頑張してほしいと。

3番目の質問で、最近、蒲島知事が朝日ジャーナルという週刊誌になかなかいい文章を書いとんなはつとです。これ、読まれましたか。見出しは「幸福量の最大化のために、目標を示して決断する」と、知事の。この中で知事が何と言っていますかというのと、マニフェストを掲げて選挙戦を戦い、それに従って政治を実践してきた私は、改めてその重要性を実感していると、マニフェストについては県民との約束である以上守らないといけない、言ったことは守る、できないことは言わない、この2つが政治的な信頼を得るためにとっても大事なことで、決断は知事がする

が、知事が決断した政策を実際に動かすのは県職員であると、それぞれが重要な役割を果たすことで県政が動く、どちらが上でどちらが下という関係ではないと、こんなことを言っているわけですね。

それで、知事のマニフェストばいろいろ調べてみたんですよ。例えば、子どもの笑顔あふれる地域づくりというのがあって、子どもの笑顔があふれる地域づくりに努めます、子どもは地域の宝です、子育て世代の経済負担軽減に努めますと、ずっといろいろあって、特に、産婦人科、小児科の医療体制を整備し、出産費用や中学生以下の医療費を補助することを目指しますと、こういうふうのマニフェストになっているわけね。

それで、例えば、ここで言う中学生以下の医療費というのは、県の事業で言えば、乳幼児医療費補助のことだと思うんですが、これは、22年度の場合、健康づくり推進課で、今は子ども未来課になつとるですな。だけん、どこも答えようもなかるうけん、そこら辺のことのちょっと、知事はこういうふうにとんなはっですけど、感想として、部長あたりにちょっと聞いてこうかなと思っております。いかがですか。

○藤川隆夫委員長 今のは知事のマニフェストに対して執行部はどぎゃん思うかという非常に答えにくい話だと思いますけれども。

○松岡徹委員 いやいや、それより委員長、この22年度の到達実績というのがあるわけだね。知事は、マニフェストはやらにやいかぬと、一体だということで、いわば今の到達に対する現状認識とか、今後の改革方向とか、知事にどうのこうのというよりも、県の健康福祉部としてどういう問題意識を持っているかなということですね。

○藤川隆夫委員長 全体の話でいいんですか

ね。

○松岡徹委員 細かくどうしますというのはここではあれでしょうから。

○林田健康福祉部長 全体の話と言いますけれども、済みません、個別の話になるかもわかりませんが、乳幼児の医療の補助の話は今されまして、私どもも、従前から、よその県の例とか、いろんなものを十分検証といたしますか、ずっと見てきております。知事のマニフェストに沿った形で実施できればそれが一番いいという思いは常々持っておりますけれども、財源的なことになるのが大変大きな課題だというふうに今思っております。仮に中学生までですと、10数億の新たな負担が生じるというふうなことなどもございます。十分県政全体の中で考えながら決めていかなければならない、独自ではなかなか踏み込めないといえますか、そういう部分があるというふうなことで、お答えになるかどうかわかりませんが、私ども、決して何か逃げるとか、ほったらかしにしているとか、そういうわけではございませんで、何とか考えていきたいというふうな思いは十分ございます

○松岡徹委員 残念ながら、ここら辺は知事はかなり強調しとんなはるけれども、全国の資料ばいろいろ見ると、非常に残念ながら熊本県がいわば最低レベルにあるんですよ。そのところはやっぱり大いにちょっと部長の方でも考えていただいでですね。

最後に、これは2010年4月施行で、子ども若者育成支援推進法というのが施行されて、ニート、引きこもり、今度の法のあれでは、ニート、引きこもりというよりももっと年齢の低いさまざまな困難を抱えている児童についても含めてどぎゃんかせにやいかぬということで、政府の厚労省の調査では32万世帯あ

ると、そういうお子さんを抱えていらっしゃるところが。NPOのいろんな文書を読んでも、100万世帯ぐらいあるというのもあるんですけども、この育成支援法に基づいて、県として、福島さんの方かな、どぎゃんふうになさっているのかなというのをちょっと教えてください。

○福島子ども家庭福祉課長 子ども若者育成支援推進法につきましては、今御紹介ありましたように、昨年の4月に施行されまして、本県におきましては、他県では割と青少年を担当しているところが多いんですけども、やはり困難を有する方々への支援という観点に着目しまして、健康福祉部の方で所管をすることになったところがございます。

本県におきましては、昨年度いち早く、これは民間の支援機関も含めまして、協議会というのを設置いたしました。これは昨年の末に設置いたしておりまして、今、月に1回ぐらいのペースでその方々と、どういう施策が望まれるか、また、行政と民間と手を取り合ってどういうことをやっていこうかということで、今鋭意検討いたしておりまして、それを踏まえて、今後またどのような施策を講じていくか考えていきたいと思っている、そういう今状況でございます。

○松岡徹委員 私が調べたところでは、佐賀県あたりがかなり先進的にやっているという文書を読んだことがありますけれども、この支援法のあれでいくと、ニートとかさまざまなかれがあるもんだから、教育とか、福祉とか、医療とか、雇用とか、そういう協議会の場合は、そういういわば縦割りじゃなくて、そういう体制をとってあるのが勘どころだということを読んだことがあるんですけども、県の場合はそうなっているんですか。

○福島子ども家庭福祉課長 先ほど紹介しま

した協議会、まさにそういう形をとってまして、行政機関も、国も含めまして、あと、教育委員会、警察含めまして、あと、知事部局についても、当然関係部局全部集まっていますし、民間の方も、先ほど御紹介ありましたけれども、ニート、引きこもり、不登校とか、そういういろんな分野ございますので、それぞれのいろいろ御支援されている機関をすべて入れております。

○松岡徹委員 やっぱ日本社会の抱える非常に深刻な大事な問題だと思います。それで県としても、これはうんと力入れていただいて、あと、こういう若者たちが、子供たちが何とか立ち直って社会に参加できるようなふうに頑張っていたきたいなと思います。よろしくお願いします。

○藤川隆夫委員長 ほかにありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 私から1点よかですか。
社会福祉課なんですけれども、生活保護のレセプト点検用のシステムの話があったんですけども、これ、普通のレセプト点検用のシステムではできないんですか、生活保護の部分に関しては。繰り越しの決算特別委員会の附属資料の8ページ。セーフティーネット支援対策事業の中で、この繰り越し理由として、工場が云々かんぬんはどうでもいい話なんですよ。この生活保護のレセプト点検用システムというのが、ほかので使えないのかという話なんです。普通のレセプト点検やっているやつが、これには使えないのかという話なんです。

○田端社会福祉課長 私どもの方では、社会保険診療報酬支払基金、基金の方から今まで紙でいただいております、その審査をやっておりました。今回、医療機関のレセプトが電子化されるということに伴いまして、支払

い基金と私どもの方とでシステムをデータでやりとりできるような、そういうシステムを構築したということでございます。

○藤川隆夫委員長 わかりました、それ。結構です。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 なければ、以上で健康福祉部の審査を終了いたします。

次に、次回18日は第8回委員会となりますが、執行部から物品調達等に関する検証結果報告のお申し出がありましたので、午前9時半からといたします。当日の進行は、報告審議を行い、その後、前回までを含めた取りまとめを行いますので、協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして第7回決算委員会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでございました。

午後3時23分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長